



おかげさまで
タクシー生誕100周年

TAXICABS IN
TOKYO
2012

タクシー白書シリーズ

東京のタクシー 2012

100TH ANNIVERSARY OF TAXICABS



社団法人 東京乗用旅客自動車協会

この100年へ感謝をこめて—

2012年、日本の、そして東京のタクシーは
生誕100周年を迎えます。

大正元年8月、タクシー自動車株式会社が東京・有楽町で事業を開始して以来、
おかげさまで日本のタクシーは今年100周年を迎えました。

この間、石油危機の勃発や長引く景気の低迷、規制緩和など、幾多の困難が
ありましたが、これらの障害を乗り越え100周年を迎えることができましたのも、
偏に皆様のご理解とご支持があったからこそと改めてお礼申し上げる次第です。



おかげさまで
タクシー生誕100周年



私たちは、今後とも地域の公共交通機関として皆様のご期待に添うよう努力
して参りますので、皆様には引き続きご理解、ご支援を賜りますよう併せてお願い
申し上げます。

社団法人 東京乗用旅客自動車協会 会長

富田 昌孝

Masataka TOMITA

TAXICABS WHITE PAPER SERIES
IN TOKYO 2012



おかげさまで
タクシー生誕100周年



タクシー生誕100周年を迎える本年、
私たち東京の法人タクシーは「人へ、環境へ、未来へ。」をテーマとした記念キャンペーンを通して、
これまでのご愛顧、ご支援への感謝をお伝えします。
今後も公共交通機関として、社会により貢献できるタクシー、
皆さまからより愛されるタクシーの在り方を考え、
次の100年へのさらなるタクシーの可能性を拓いて参ります。

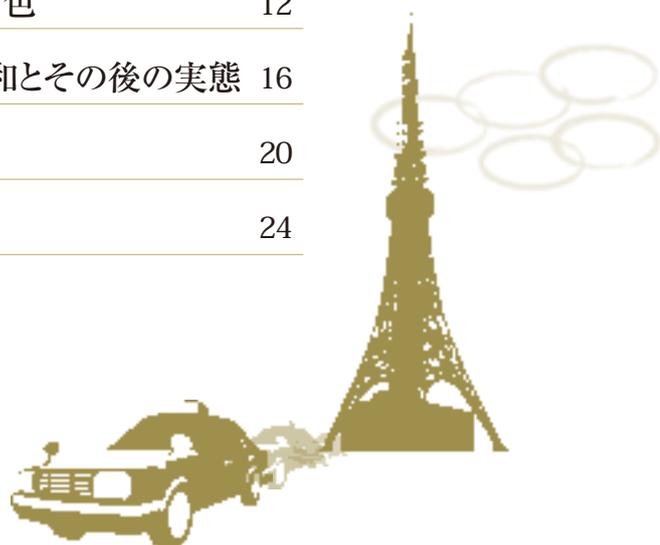
—人へ、環境へ、未来へ。—

タクシー生誕100周年記念キャンペーン

TAXICABS WHITE PAPER SERIES
IN TOKYO 2012



Section 1	タクシー業界のプロフィール	2
Section 2	利用者ニーズへの対応	8
Section 3	経営の現状とその特色	12
Section 4	タクシー参入規制緩和とその後の実態	16
Section 5	労働条件とその現状	20
Section 6	安全対策と保障制度	24





おかげさまで
タクシー生誕100周年

TOKYO
TAXICABS
WHITE PAPER
SERIES

CONTENTS | 2012

Section 7	タクシーサービスの向上	26
Section 8	タクシー事業の効率化と環境対策	30
Section 9	利用者とのコミュニケーション	32
Section 10	業界・行政・社会の動き	38
Section 11	資料編	41

SECTION 1

タクシー業界の
プロフィール

SECTION 2

利用者ニーズへの
対応

SECTION 3

経営の現状と
その特色

SECTION 4

タクシー参入規制緩和と
その後の実態

SECTION 5

労働条件と
その現状

SECTION 6

安全対策と
保障制度

SECTION 7

タクシーサービスの
向上

SECTION 8

タクシー事業の効率化と
環境対策

SECTION 9

利用者との
コミュニケーション

SECTION 10

業界・行政・
社会の動き

SECTION 11

資料編

SECTION 1

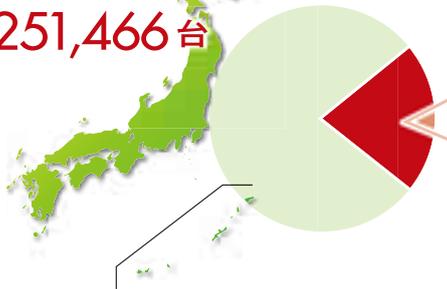
タクシー業界のプロフィール

全国の旅客輸送機関

東京のハイヤー・タクシーは、法人・個人を含めて約 5.2 万台あり、全国の約 20.7% を占めています。

平成 23 年

全国のハイヤー・タクシー
総台数
251,466 台

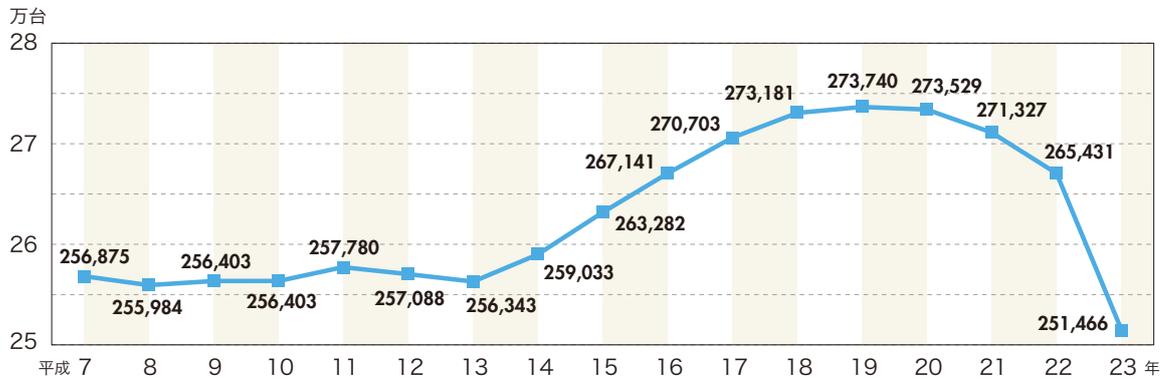


東京のハイヤー・タクシー総台数 **51,950 台**
(全国の 20.7%)

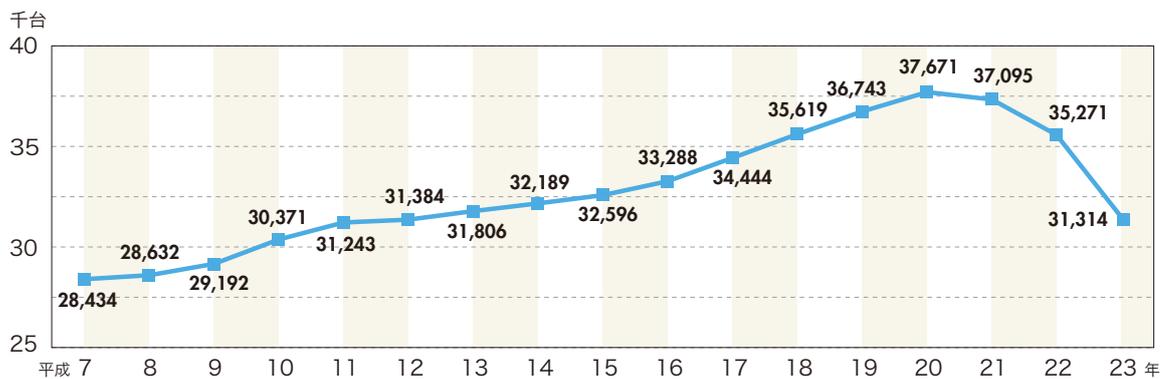


平成 23 年 4 月 1 日現在

全国のハイヤー・タクシー総台数の推移



東京の法人タクシー台数の推移



資料：関東運輸局調

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

T型フォードと運転手

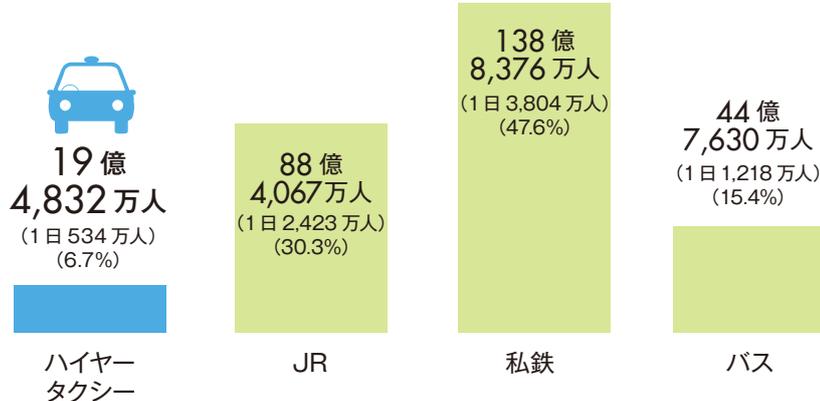
大正元年(1912)、日本のタクシー事業は、メーターを装着したT型フォード6台から始まった。



SECTION 1

タクシー業界の
プロフィール

ハイヤー・タクシーは生活に欠かせない交通機関として、全国で年間約 19.5 億人を輸送し、全国総輸送人員の約 0.7 割を分担しております。

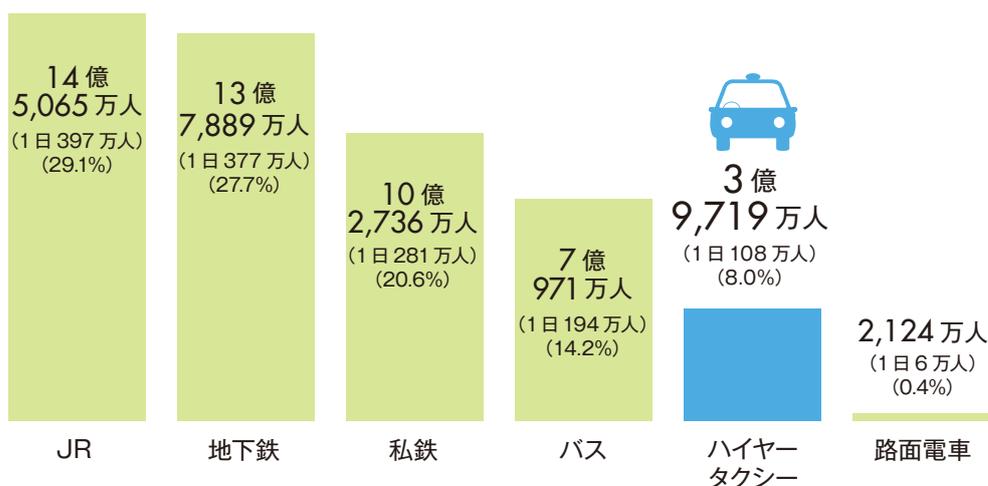


全国総輸送人員：291億4,905万人 (100.0%)

資料：交通経済統計要覧(平成21年)

タクシーの役割

他の公共旅客輸送機関が限られた時間内(始発から終電まで)に決められた場所から場所(点から点)への輸送を分担しているのにくらべ、タクシーは、個々のお客様のニーズに対応してドア・ツー・ドアの24時間営業を行い都市生活に欠かすことのできない役割を担っています。



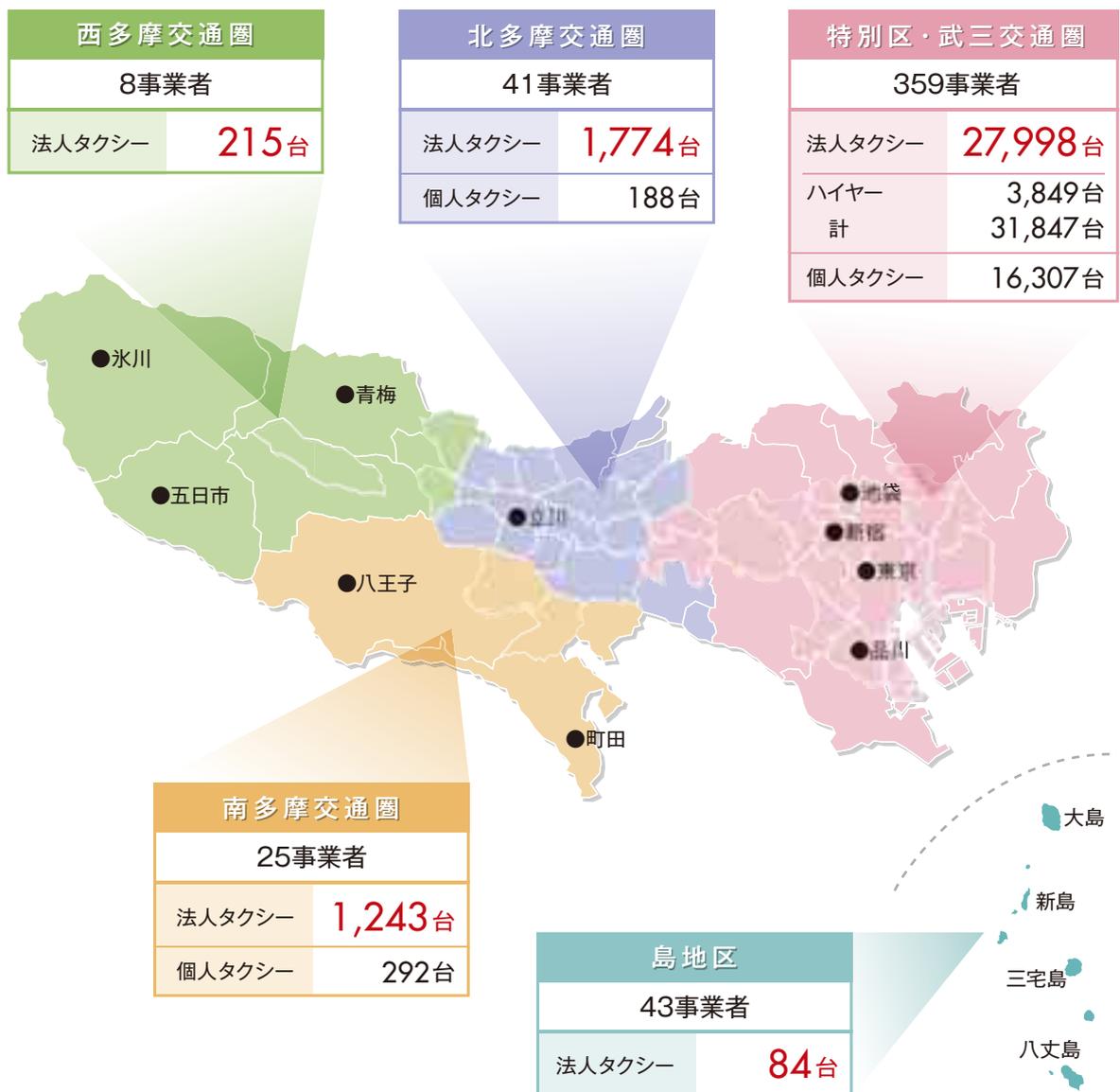
東京都区部 定期外 総輸送人員：49億8,504万人 (100.0%)

資料：都市交通年報(平成20年)

タクシー業界のプロフィール

タクシーの営業区域と車両台数

東京都のタクシーの営業区域(交通圏)は、5つのブロックに区分されており、東京都23区と武蔵野市・三鷹市の交通圏には359社27,998台が運行しています。北多摩交通圏(15市)には41社1,774台、南多摩交通圏(5市)には25社1,243台、西多摩交通圏(4市1郡)には8社215台が運行し、都民の重要な交通機関としての使命を十分に果しています。また、島地区(5島)では43社84台が運行しています。



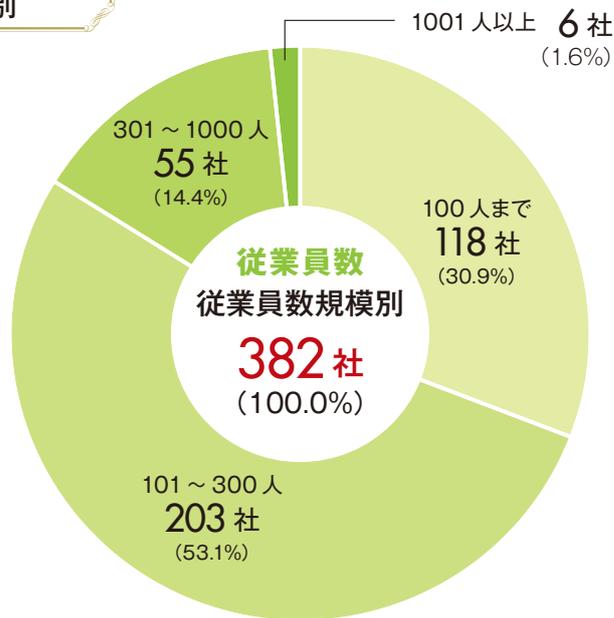
平成23年4月1日現在 関東運輸局調

法人タクシー事業者の規模

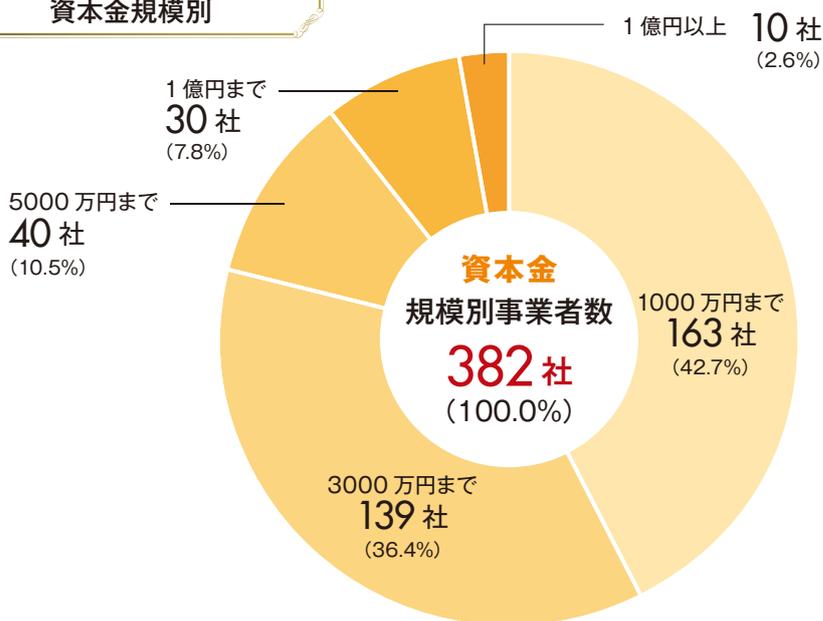
1車両当たり従業員数が約2.5人も必要とする労働集約産業ではありますが、中小企業基本法でいう資本金1億円以下の企業は372社もあり殆んどが中小企業であります。

また、他の交通運輸事業には、政府の補助金等の措置が取られておりますがタクシー事業にはありません。

従業員数規模別



資本金規模別

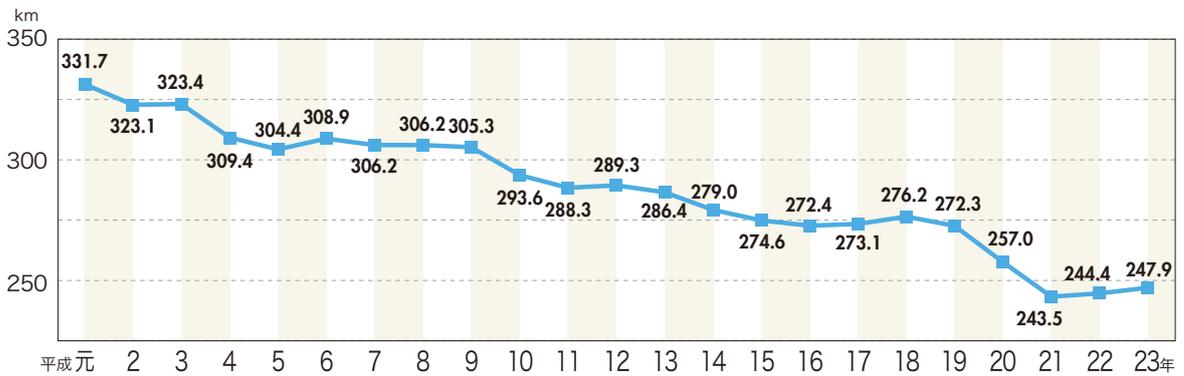


平成23年3月31日現在 東旅協調

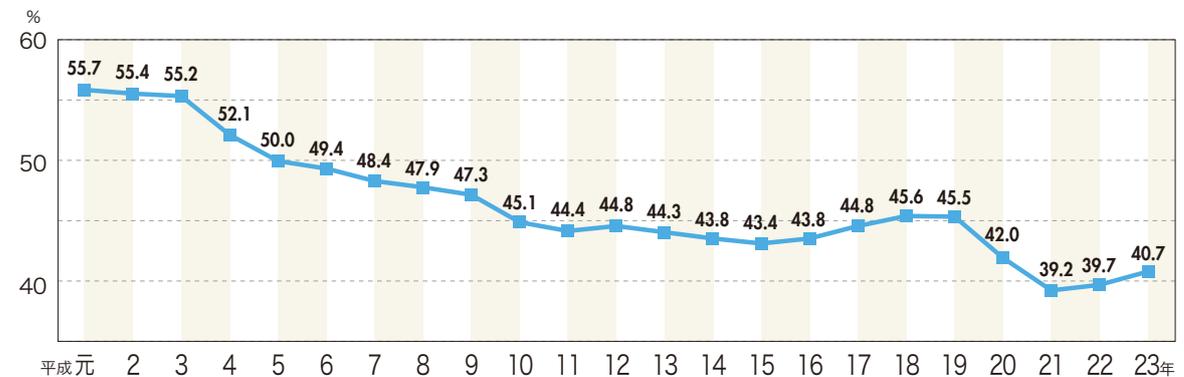
法人タクシーの輸送実績（特別区・武三地区）

都市の24時間化に伴う深夜需要増大に対応するため新たなサービスメニューの開発に努めております。なお、バブル崩壊後は「走行キロ」・「実車率」・「1回当たり利用キロ」は減少傾向にあります。また近年の経済不況の影響により「輸送人員」・「実働率」においても低迷状態にあります。

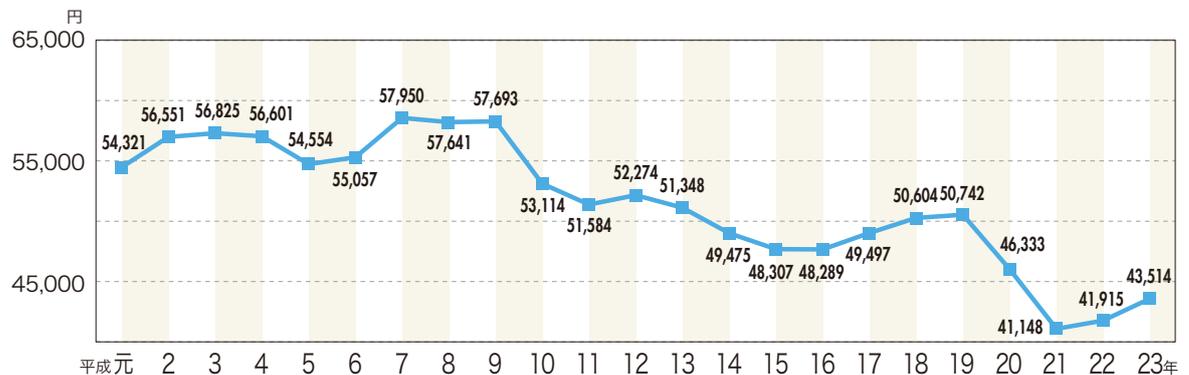
走行キロ (km) (1日1車当り)



実車率 (%)



運送収入 (円) (1日1車当り)

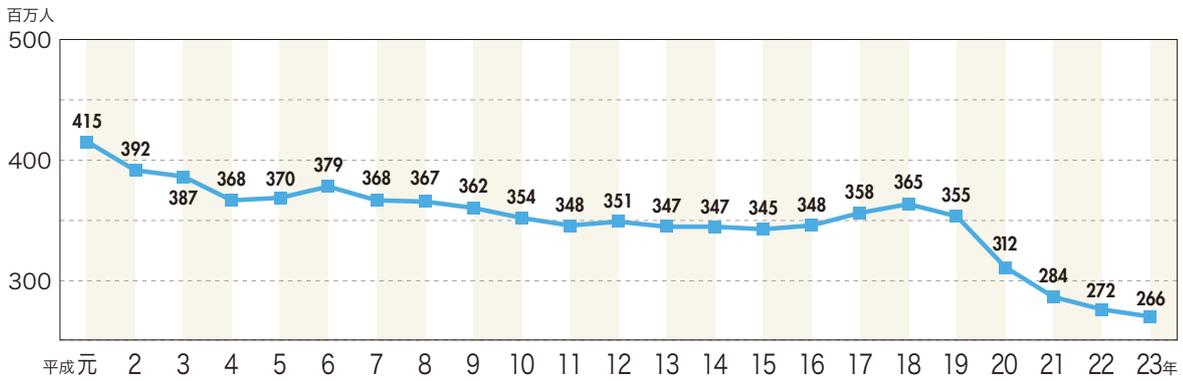


SECTION 1

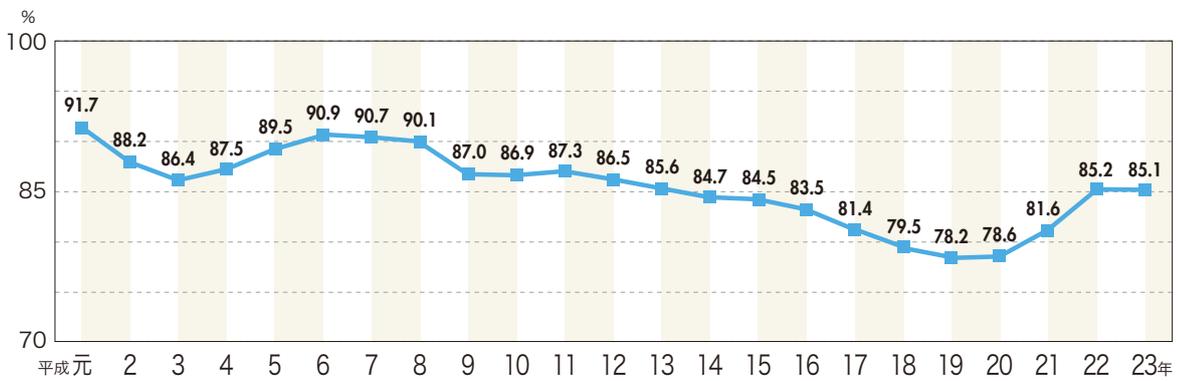
タクシー業界の
プロフィール



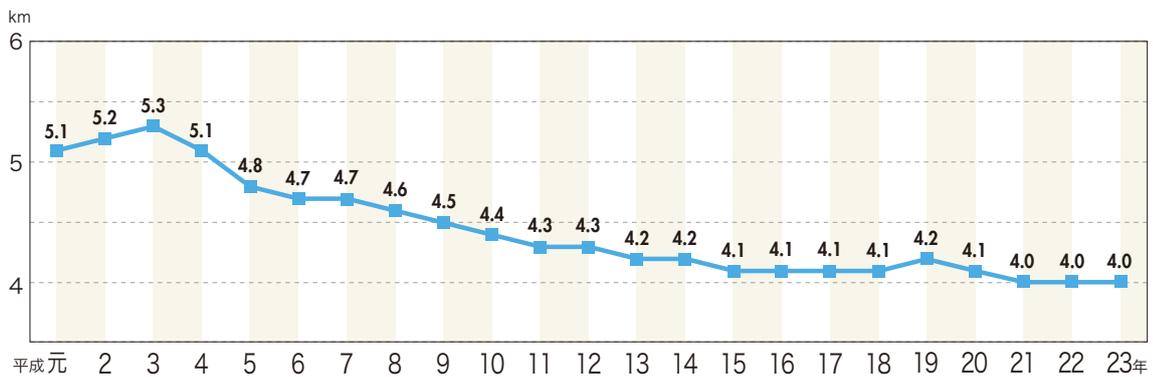
輸送人員 (百万人)



実働率 (%)



1回当たり利用キロ (km)



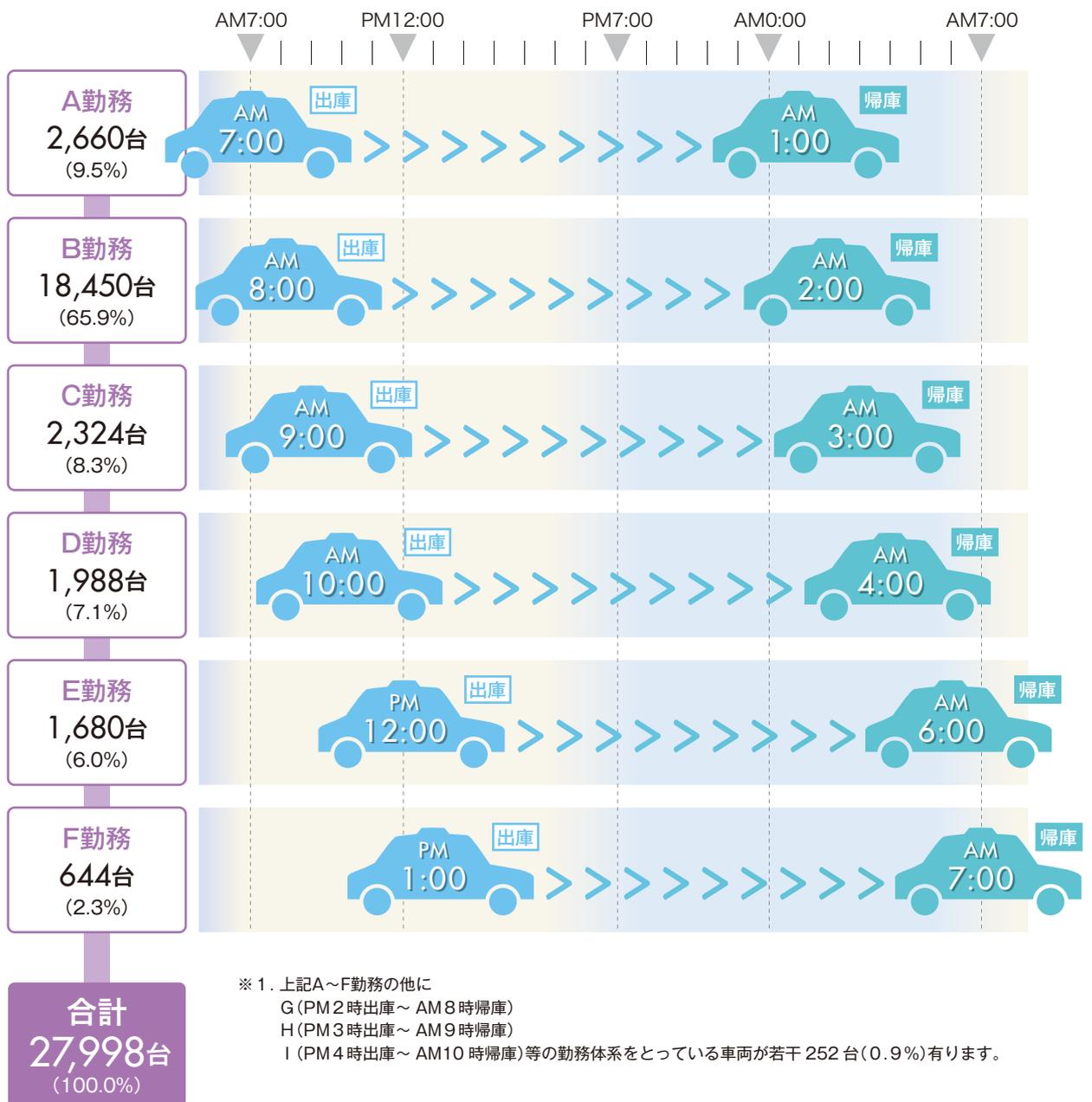
東旅協調

SECTION 2 | 利用者ニーズへの対応

法人タクシーの営業体制

特別区・武三地区の法人タクシーは1日24時間休みなく計画的に営業しています。

法人のタクシーは、ABCDEFの6つの時差運行を主体に1台につき約2.5人の乗務員による交替勤務によって、年中無休深夜早朝にわたるいかなる利用者の需要にも応じた営業体制をとっております。



平成 23 年 4 月 1 日現在 東旅協調

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

タクシー会社の風景(大正14～15年頃)

現在の数寄屋橋ニューターキョーの場所にあり、
左下には外濠の石垣が見える。



一般タクシー

東京のタクシーは、普通車、大型車、特定大型車があり、法人・個人あわせて約48,000台が運行しております。

普通車



特定大型車



SECTION 2

利用者ニーズへの
対応

UD (ユニバーサルデザイン) タクシー

これからのバリアフリー社会に対応する新型タクシー。標準装備のスロープで、車いすに乗ったまま乗り降りできるのが最大の特長。足腰の弱い方にも乗り降りしやすい工夫がされており、荷物も多く積むことができます。

UD (ユニバーサルデザイン) タクシー



SECTION 2 | 利用者ニーズへの対応

福祉タクシー

車イスや寝台のままでも乗れるタクシーとして、特別専用車を運行するとともに一般車両についても各自治体と契約し、福祉タクシーとして皆様方にご利用いただいております。また、身障者、高齢者等外出に手助けを必要とする利用者に対し「ケア輸送サービス」を提供しております。

福祉タクシー



ケア輸送



観光タクシー

お客様のご要望にそった時間とルート、見学場所をアレンジしドライバーがお客様をエスコートし観光案内することによりバスツアーや団体旅行では味わえない、ご家族、お友達やカップルなど少人数でのプライベートで自由な東京観光をお楽しみいただいております。



乗合タクシー

足立区大谷田団地から亀有駅北口までの間、朝の通勤利用者等を対象とした一般乗合タクシーを平成8年12月26日より導入、運行しております。



無線車

東京都内では現在電話で呼べるハイヤー・タクシーが、117 基地局約 23,000 台が稼働しています。近年においては、アナログ無線からデジタル無線の移行が進み配車の待ち時間は、大幅に短縮されています。



スマートフォンアプリによる配車

近年のスマートフォン(多機能携帯電話)の増加に伴い、アプリケーションを利用してタクシーを素早く簡単に呼ぶことが可能になりました。オペレーターに迎え先の住所や目的地を説明する必要がないなど多様な機能を備えていることから、利用者が増加しています。



年度別	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
無線台数	32,749	32,781	33,138	33,487	33,799	32,942	31,363	32,408	33,308	30,882	30,357	26,720	22,488
内デジタル 無線台数					1,861	8,089	14,028	18,486	23,598	24,515	24,467	23,992	21,675

関無協調

ハイヤー

ハイヤーは首都東京における公共交通の一翼を担い、タクシーでは満たされない多様なニーズに対応して、タクシーよりグレードの高い大型車・中型車・サロン型車などにより各種の輸送メニューを取り揃え、24 時間体制で重要な役割を果たしています。

平成 24 年 3 月現在、3,636 台のハイヤーが各営業所に配置されて、申し込みに応じて適時適切に配車されています。

さらにサービス向上のため、乗務員教育の徹底に努めるとともに、病院間の患者の移動等、特別なニーズに対応するため寝台型車両の運行も行っています。



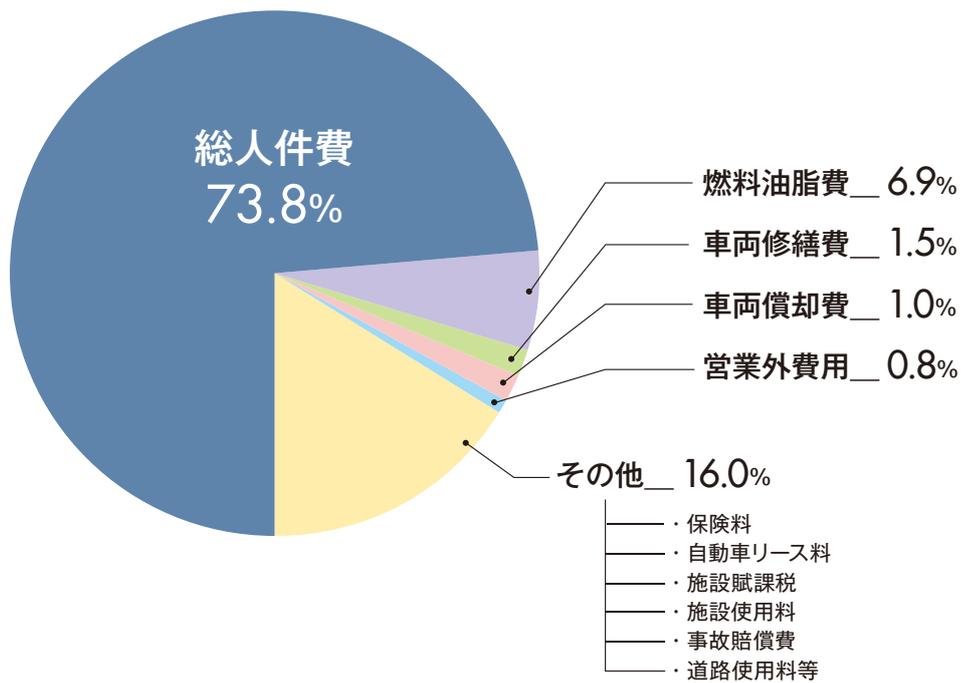
SECTION 3

経営の現状とその特色

法人タクシーの原価構成

平成 22 年度 特別区・武三地区 (標準的事業者 33 社)

タクシーの原価は、総人件数が73.8%も占めており、典型的な労働集約産業であることを示しています。



原価構成の推移

年度	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総人件費	80.8	79.9	79.3	79.0	78.4	78.5	78.4	77.1	76.7	76.1	75.8	74.9	73.5	73.8	73.8
燃料油脂費	4.5	4.6	4.4	4.7	4.9	5.0	5.0	5.2	5.5	5.9	6.2	6.8	6.9	6.1	6.9
車両修繕費	1.3	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5	1.7	1.5
車両償却費	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.7	1.5	1.0
営業外費用	0.8	0.9	1.2	1.3	1.5	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8
その他	10.7	11.4	11.8	11.7	12.0	12.2	12.3	13.2	13.6	13.9	14.2	14.5	15.4	16.0	16.0

東旅協調

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

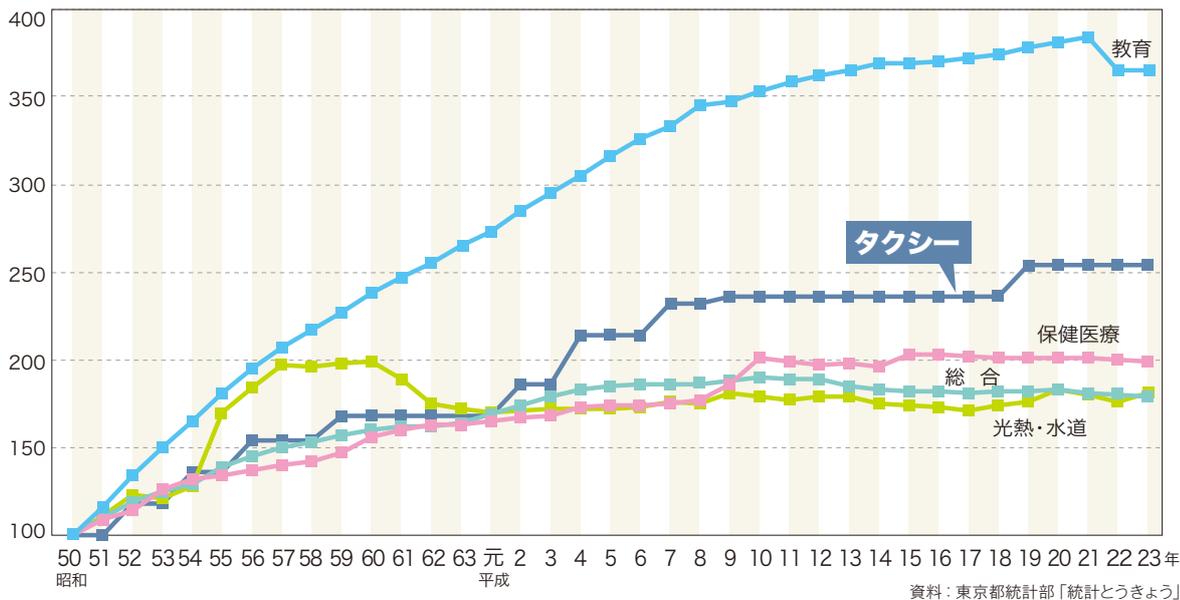
東京の円タク（昭和2年）

まちまちだった東京のタクシー料金に対し
市内を1円均一で走行する「円タク」が始まった。



消費者物価指数（東京都区部）

昭和50年を100とした指数

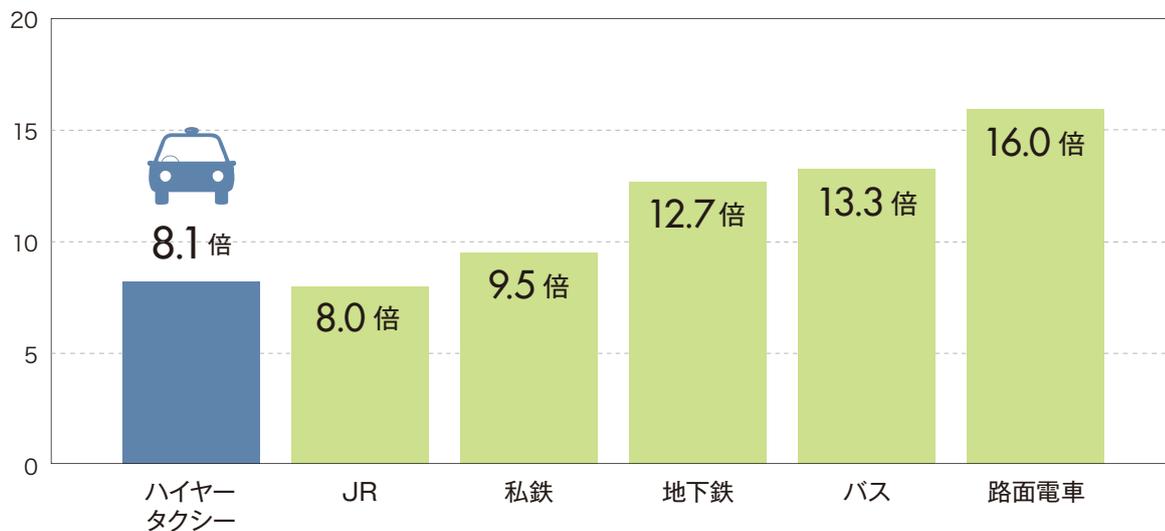


SECTION 3

経営の現状と
その特色

タクシー運賃と他の交通機関運賃上昇率の比較 平成23年現在

昭和30年=100



タクシー燃料の価格

LP ガスの価格は、FOB 価格・為替レートにより大きく変動するとともに、輸入先がサウジアラビアの50%を筆頭に中東への依存度が高く、常に不安定な状態にさらされています。

LPG 価格の推移

円/リットル



年別	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
円/リットル	70.18	68.82	70.44	69.18	57.40	49.50	48.55	47.80	52.04	55.28

年別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
円/リットル	54.75	54.19	53.99	54.80	52.09	53.75	51.50	50.76	52.99	53.51

年別	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
円/リットル	52.53	53.97	54.04	57.27	66.71	70.44	82.96	59.11	66.30	71.26

資源エネルギー庁調

タクシー台当り年間納税額

タクシー LPG 使用車両の場合の負担税額 = (普通車) 423,565 円、前年度(416,478 円)

〔国 税〕 ●石油ガス税 162,797 円 ●石油石炭税 10,047 円 ●消費税 217,797 円

●自動車重量税 8,400 円

〔地方税〕 ●自動車取得税 15,024 円 ●自動車税 9,500 円

分類	項目	金額	算出の基礎	摘要	
国 税	石油ガス税	162,797 円	税 額=1 ℓ 9円80銭 年間走行=89,206km(1日244.4km) 保持料=1 ℓ 5.37km		
	石油石炭税	10,047 円	税 額=1t 1,080円 年間使用料=16,612 ℓ	ガス状炭化水素 ※平成 24.10.1 より 1t 1,340 円	
	消費税	車両 普通車 25,040 円		車両価格2,504,000円の5/100 =125,200円÷5年	平成 9.4.1 より 5%課税
		燃料油脂費 52,779 円		22年度運送収入41,915円の6.9/100 =2,892円×365日×5/100	
		車両修繕費 11,479 円		22年度運送収入41,915円の1.5/100 =629円×365日×5/100	
		営業外費 6,114 円		22年度運送収入41,915円の0.8/100 =335円×365日×5/100	
その他経費 122,385 円		22年度運送収入41,915円の16.0/100 =6,706円×365日×5/100			
自動車重量税	8,400 円	0.5t当り2,800円			
地方 税	自動車取得税	普通車 15,024 円	車両価格2,504,000円の3/100 =75,120円÷5年		
	自動車税	9,500 円	(営業用)1,500ccを超えるもの	昭和 59.4.1 より課税	

(注) 1. 消費税は平成 9 年 4 月 1 日より 5%課税 (2% up)

平成 24 年 3 月 31 日現在 東旅協調

SECTION 3

経営の現状と
その特色

SECTION 4

タクシー参入規制緩和とその後の実態

規制緩和後の増車実態

2002年(平成14年)にタクシーの数量規制が廃止され、それまでの諸条件は以下のように大幅に緩和されました。

- ① 「認可制」から ▶ 「事前届出制」に
- ② 「最低保持台数の緩和/60台」から ▶ 「10台」に
- ③ 「営業所および車庫/所有」から ▶ 「リース」に
- ④ 「導入車両/新車」から ▶ 「中古車で可」に

■ 参入条件が大幅に緩和された結果極めて簡便に参入が可能となり、一台あたりの負担コストが激減し誰でも安直に参入できる事業となった結果短期間にタクシー車両は6,087台と大幅な増加となりました。特に、とりあえず10台規模で新規参入した事業者が経営効率向上のため、その後現在まで大幅に増車してきたのが実態であります。

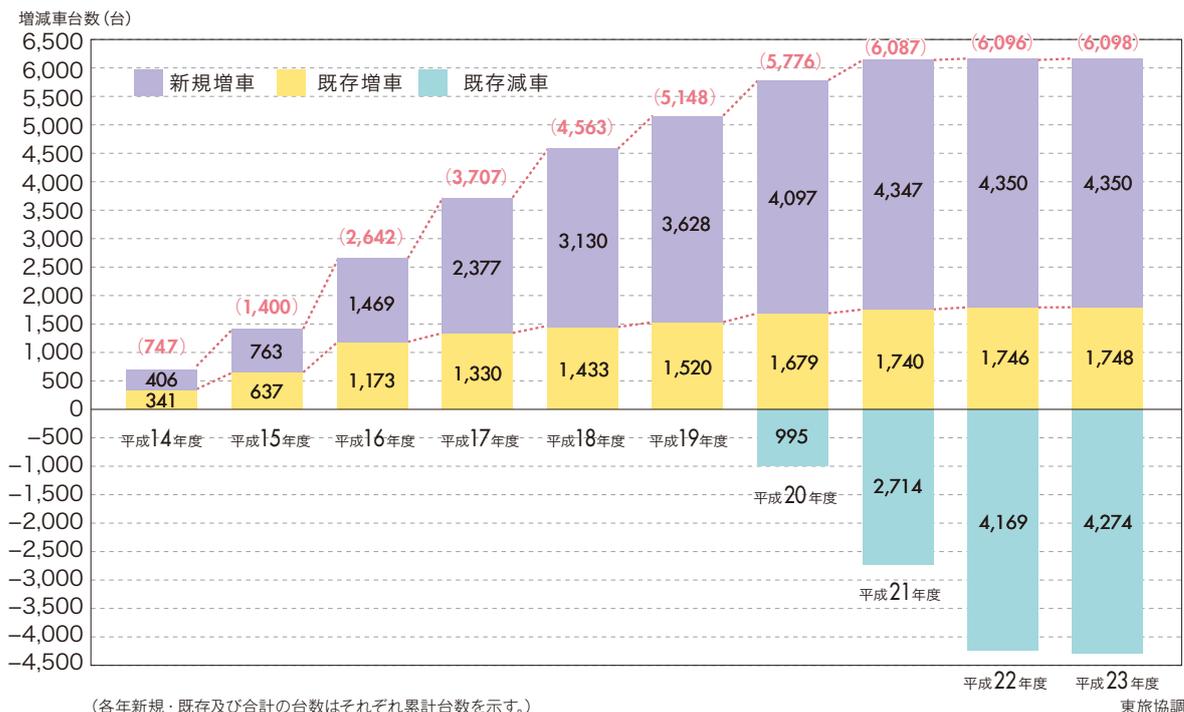
■ タクシーは世界の主要都市のほとんどが、総合的な都市交通政策面から捉え、何らかの形で規制政策の中にありますが、わが国では都市交通政策を無視し、市場経済における競争原理を強引に持ち込んだことで、国内各都市で乗務員賃金の減少、交通混乱など矛盾を招来するところとなっています。

最近における減車の取組の実態

2008年(平成20年)7月11日国土交通省通達による供給抑制策(特定特別監視地域の指定等)

- 新規参入→最低車両数の引き上げ 10両から 40両(特別区・武三地区)
 - 増車→監査強化等
 - 減車→監査の免除
 - 業界内の自主的減車の取り組み
- 等によって22年度以降は大幅な減車の傾向が見られる

法人タクシー増・減車台数の推移



100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

代用燃料車の木炭タクシー(昭和16年頃)

戦時体制が進み、物資統制によりガソリン使用が禁止に。

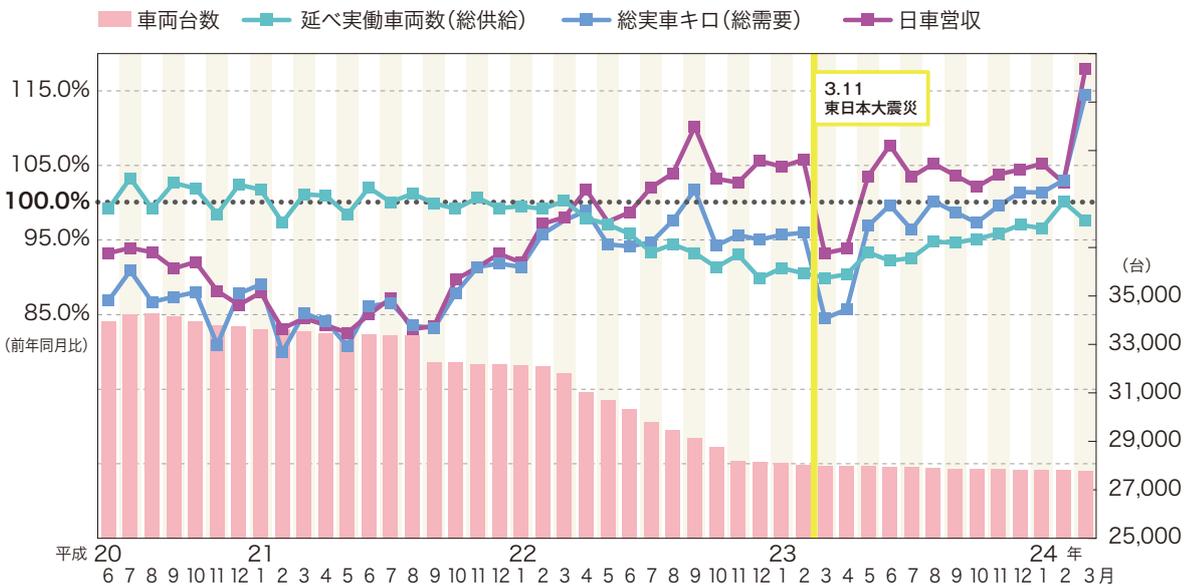
燃料は木炭・亜炭・薪などに切り替えられた。



車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移(特別区・武三交通圏原価計算対象事業者)

タクシー業務適正化特別措置法の施行により、車両数が減少したことに伴い、総需要量(総実車キロ)は平成23年3月の東日本大震災後に一時的な落ち込みがあったものの平成23年5月より持ち直し、平成23年12月以降4ヶ月連続で対前年を上回っており、緩やかな回復基調にあります。

日車営収をみると、平成22年7月以降は、東日本大震災後の一時的な落ち込みを除いて、前年同月比でプラスで推移しており、供給量の削減が日車営収を下支えしているとみられます。



SECTION 4

タクシー参入規制緩和と
その後の実態

諸外国主要都市のタクシー台数規制の現状

規制緩和後の5年間でタクシーの市場における競争原理が有効に機能しないことが証明されました。このままの状態が続くとタクシー車両は増加し続け、都市交通システムの混乱に拍車がかかるところとなるでしょう。しかしながら民側にはそれを抑制する能力、権限はなく、従って行政による規制が必要であり、これが世界各都市の共通認識となっています。

都市名	タクシー台数規制の有無
ニューヨーク	1万2,187台に規制
ロンドン	厳しいタクシー運転免許で台数を実質規制(約2万台)
パリ	1万4,900台に規制
ローマ	5,000台に規制
フランクフルト	1,712台に規制
アトランタ	68年に規制撤廃、700台が1,500台に激増。81年から再規制
シアトル	79年に規制撤廃、350台が850台に。86年から再規制
ストックホルム	90年に規制撤廃、1,300台が5,000台に。95年から運転者規制強化

「自交総連」調

SECTION 4

タクシー参入規制緩和とその後の実態

タクシー運賃に係る内外価格差

■ 平成 19 年 11 月調査 ■ 比較方法

為替レート換算

(IMF の 2007 年 11 月平均為替相場)

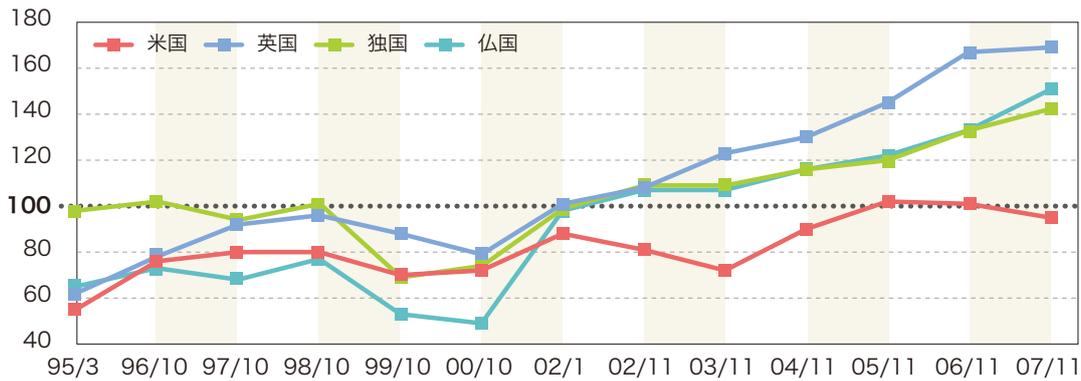
- \$ 1 米ドル..... 111.21 円
- £ 1 英ポンド..... 230.30 円
- € 1 ユーロ (独・仏) 163.30 円

[為替レート比較] タクシー/昼間	日本	米国	英国	独国	仏国
	2km	100	95	169	142
5km	100	71	138	117	72

経年変化グラフ

日本を 100 とし、100 未満の場合日本が割高、100 超の場合日本が割安

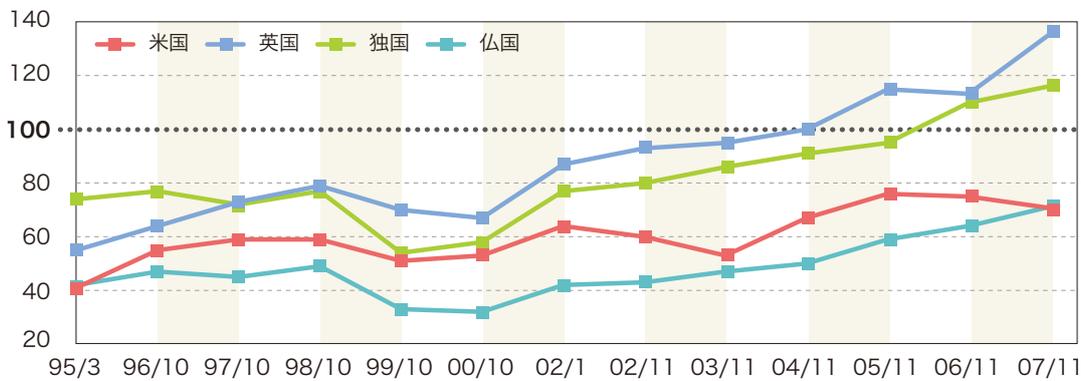
■ タクシー運賃：2km 経年変化 (為替レート) ■



	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米国	55	76	80	80	70	72	88	81	72	90	102	101	95
英国	62	78	92	96	88	79	101	108	123	130	145	167	169
独国	98	102	94	101	69	74	99	102	109	116	120	133	142
仏国	65	73	68	77	53	49	98	101	107	116	122	133	152

※仏国は、02.1 から運賃制度が変更 (最低運賃制度：概ね 5km まで一律運賃)

■ タクシー運賃：5km 経年変化 (為替レート) ■



	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米国	41	55	59	59	51	53	64	60	53	67	76	75	71
英国	55	64	73	79	70	67	87	93	95	103	115	113	138
独国	74	77	72	77	54	58	77	80	86	91	95	110	117
仏国	42	47	45	49	33	32	42	43	47	50	59	64	72

購買力平価換算*

(OECD による 2007 年時点の購買力平価推定値)

	\$ 1 米ドル	120.66 円
	£ 1 英ポンド	184.00 円
	€ 1 ユーロ (独)	137.82 円
	€ 1 ユーロ (仏)	132.65 円

[購買力平価比較] タクシー/昼間	日本	米国	英国	独国	仏国
	2km	100	103	135	119
5km	100	77	110	98	59

* [購買力平価換算] とは

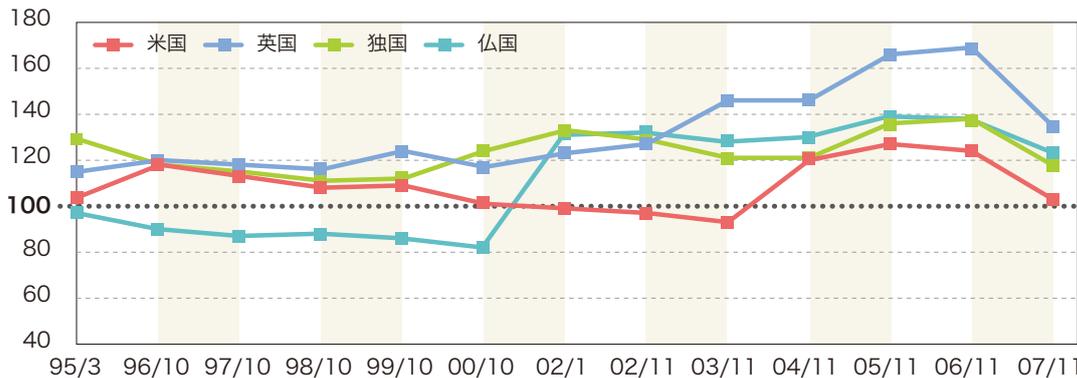
日本の通貨と外国の通貨について、それぞれの通貨の購買力(購入できる商品やサービスの量)を等しくさせるレートのこと。

【例】ある商品を日本で 30,000 円、米国で 200 ドルで購入した場合、購買力平価は $\rightarrow 30,000 \text{ 円} \div 200 \text{ ドル} = 150 / \text{ドル}$ つまりアメリカにおいて 1 ドルで購入できるものを日本で購入するといくらかになるかを指す。

経年変化グラフ

日本を 100 とし、100 未満の場合日本が割高、100 超の場合日本が割安

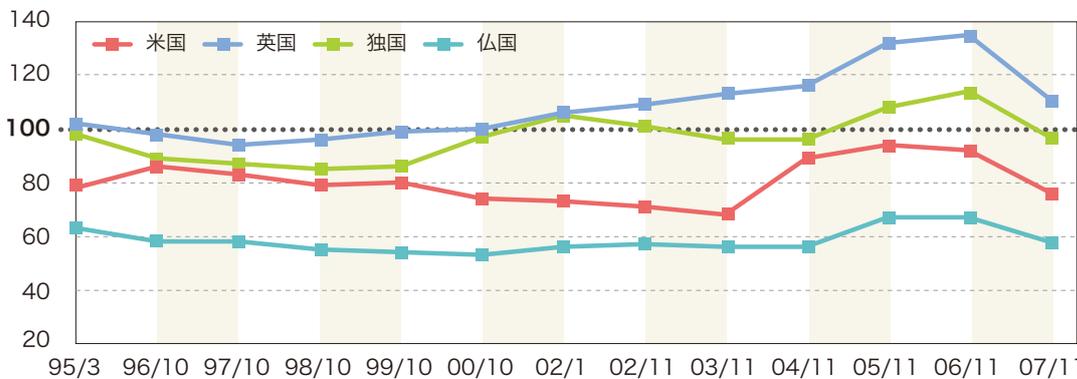
■ タクシー運賃：2km 経年変化 (購買力平価) ■



	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米国	104	118	113	108	109	101	99	97	93	120	127	124	103
英国	115	120	118	116	124	117	123	127	146	146	166	169	135
独国	129	118	115	111	112	124	133	129	121	121	136	138	119
仏国	98	90	87	88	86	82	131	132	128	130	139	138	124

※仏国は、02.1 から運賃制度が変更(最低運賃制度：概ね 5km まで一律運賃)

■ タクシー運賃：5km 経年変化 (購買力平価) ■



	95/3	96/10	97/10	98/10	99/10	00/10	02/1	02/11	03/11	04/11	05/11	06/11	07/11
米国	78	86	83	79	80	74	73	71	68	89	94	92	77
英国	102	98	94	96	99	100	106	109	113	116	132	135	110
独国	98	89	87	85	86	97	105	101	96	96	108	114	98
仏国	63	58	58	55	54	53	56	57	56	56	67	67	59

国土交通省：「旅客輸送サービスに係る内外価格調査結果」より

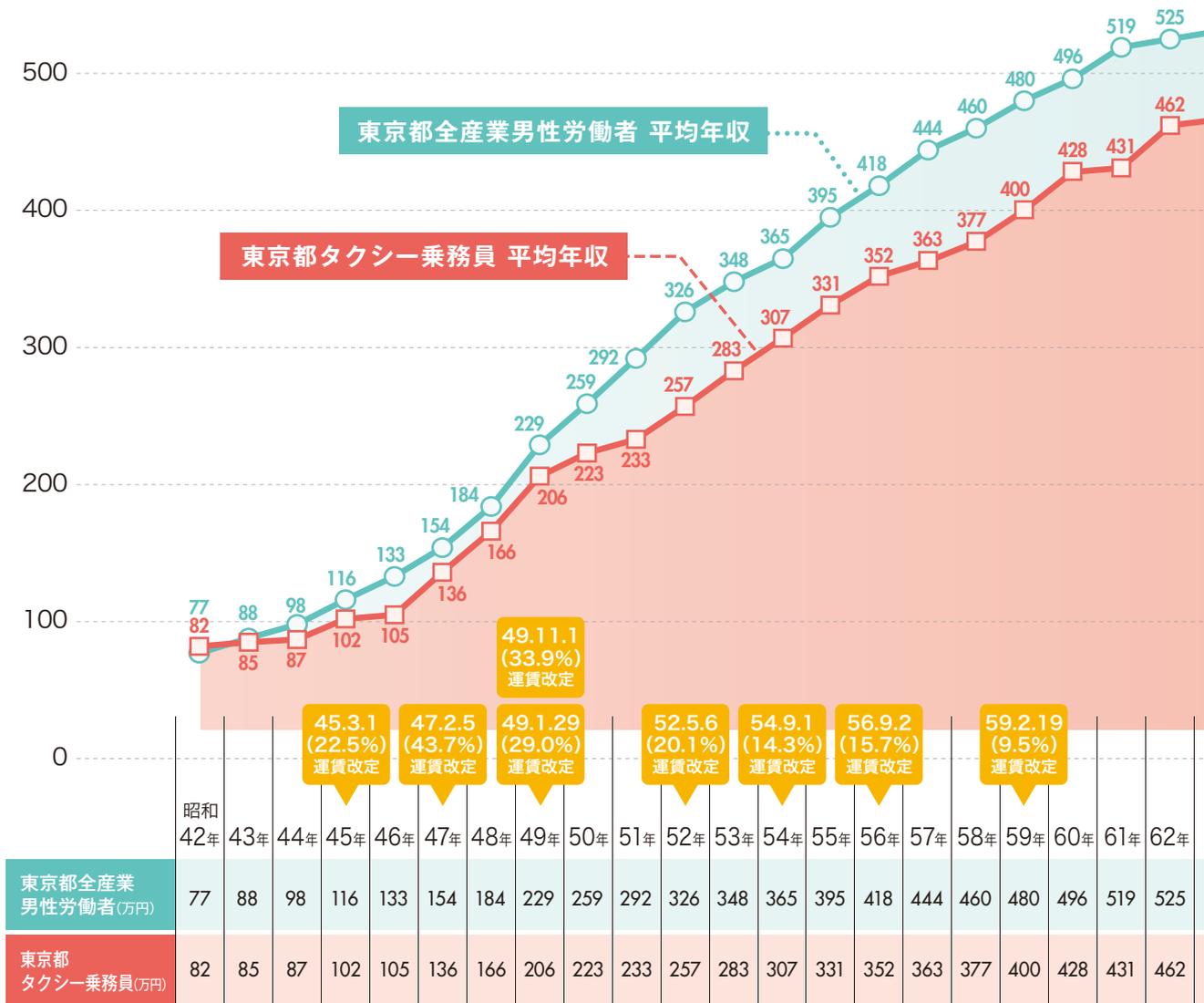
SECTION 4

タクシー参入規制緩和と
その後の実態

SECTION 5 労働条件とその現状

タクシー乗務員と他産業労働者の所得の比較

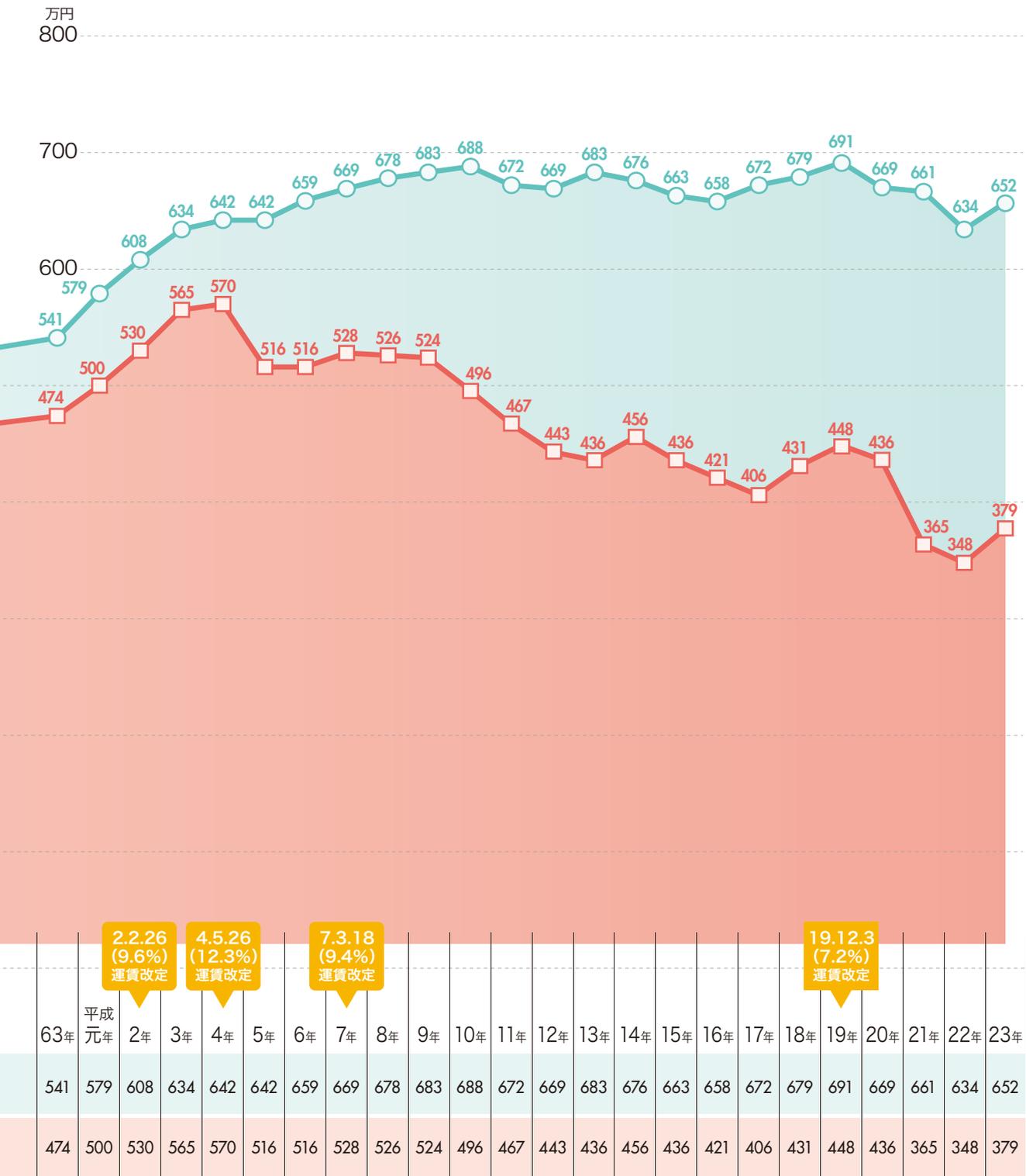
法人タクシーは、典型的な労働集約産業で、経営の合理化が非常に困難な事業であります。平成23年度のタクシー乗務員の賃金は、東京都全産業男性労働者平均年収と比較すると、約280万円もの格差となっております。景気低迷及び「東日本大震災」の影響により企業の収支は厳しい状況下にあります。需要の拡大に向け、労使の協力のもとに生産性の向上の範囲内で、労働条件の改善に取り組んでいます。



100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

街に復活したタクシー（昭和 27 年頃）

タクシー事業の新規営業が許可されるようになると、
会社数、台数はアッという間に増えた。



SECTION 5

労働条件と
その現状

厚生労働省：賃金構造基本統計調査

労働時間等

労働基準法では、法定労働時間は週 40 時間制となっている他、自動車運転者労務改善基準では、隔日勤務の自動車運転者の 1 ヶ月の拘束時間は、原則 262 時間(但し、地域的事情、その他特別な事情がある場合、労使協定を条件に 1 年のうち 6 ヶ月までは 270 時間まで延長可)となっております。また、改正道路運送法でも社会的規制が強化され、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守が明文化されていることから、これらの関連法令を遵守すべく徹底を図っております。

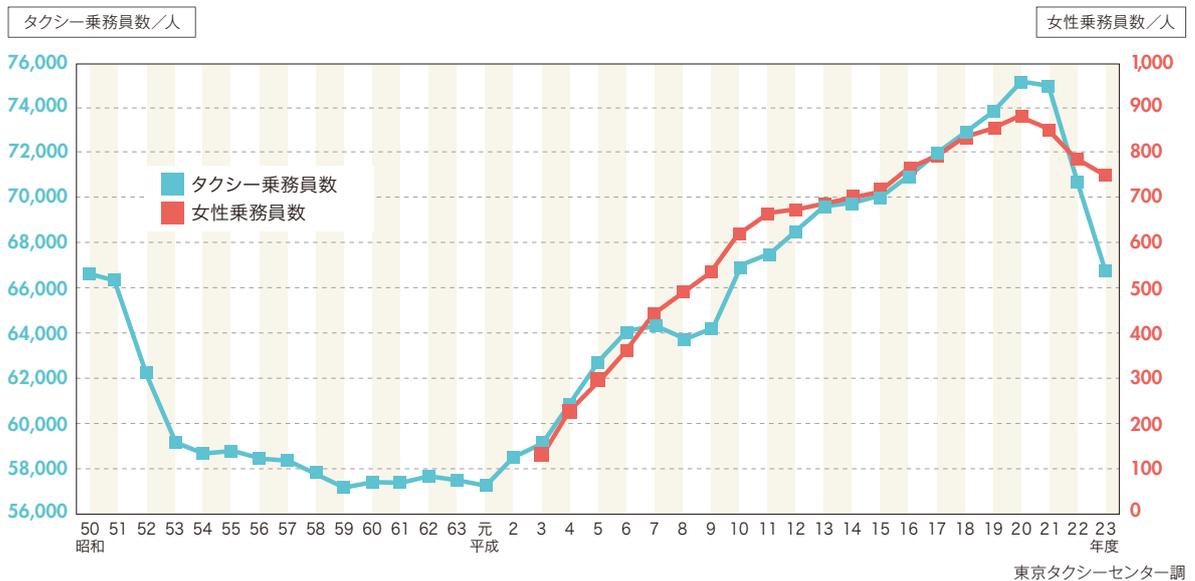
月間労働時間(東京都)の比較



新規労働力の確保

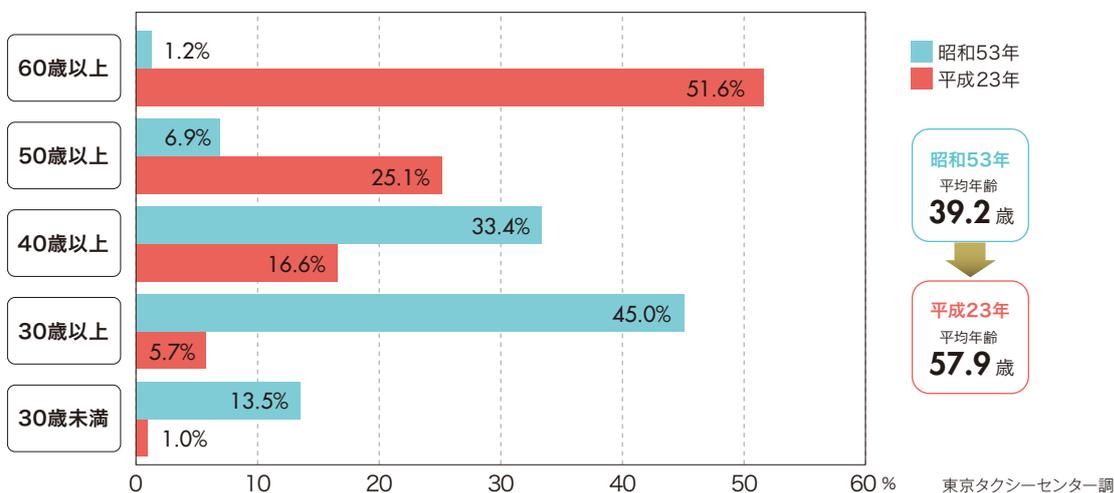
利用者のニーズに応じて輸送力を充実させ、すぐれたサービスを提供していくためには、良質な労働力の安定的確保が必要ですが、それには一般他産業なみの賃金水準を確保することが最重要課題となっております。なお、女性乗務員の雇用も積極的に行っております。

タクシー乗務員数(運転者証・交付数)の推移



乗務員の年齢別構成比率の比較

タクシー乗務員の平均年齢は35年間で39.2歳から57.9歳へと高齢化が進行しております。



法人タクシー乗務員平均年齢の推移



従業員の福利厚生事業

東京乗用旅客自動車厚生年金基金 (昭和42年6月設立)

平成24年3月31日現在、157事業所、20,001人が加入し、従業員の老後の生活保障の充実強化のため加算年金制度を実施しております。また、福利厚生活動の一環として、保養所「四季倶楽部湯河原温泉レオ若草」の開設のほか、野球大会、ハイキングなどを行っています。



ハイキング風景

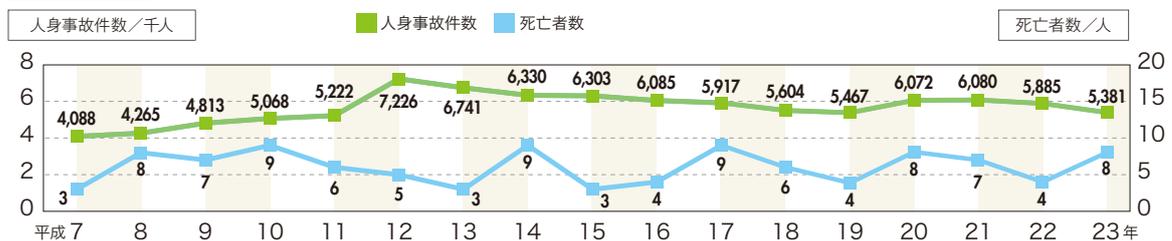


野球大会

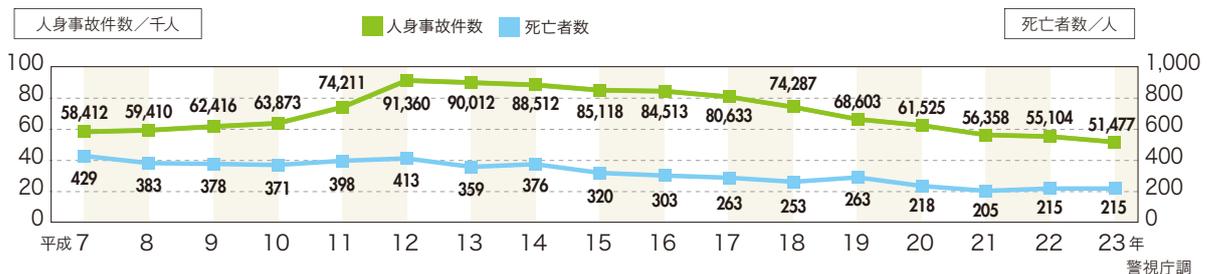
人身事故発生件数の推移

ハイヤー・タクシーの人身事故件数は、平成12年頃までは増加傾向にありましたが、それ以降は各社の事故防止運動の成果も見られ、低いレベルで推移しておりました。しかしながら規制緩和による増車並びに近年の交通事情の悪化等に伴い増加が懸念されるため、より一層の事故防止運動の徹底に努めております。

ハイヤー・タクシー



全自動車



交通事故防止対策

ハイヤー・タクシーの交通事故防止対策

法人タクシー各社においては春・秋の交通安全運動、セーフティドライバー・コンテスト、年末・年始自動車輸送安全総点検運動、交通事故ゼロの日運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、「やさしさが走るこの街この道路」「事故防止、心でやろう大作戦」「正しいシートベルトの着用」などの運動を推進するとともに春・秋の事故防止責任者講習会の開催およびポスター・ステッカー等を通じ事故防止の徹底に努めています。

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合（昭和47年4月設立）

平成24年3月末日現在、組合員数172事業所、対人共済に155事業所8,632台並びに対物共済に124事業所7,433台が加入し、交通事故防止に資する安全教育及び交通事故に対する共済金の支払い制度（自賠責保険の最高填補額を越える填補について、最高1名2億円、1事故2億円までの給付を行う）を確立しています。さらに平成12年4月から1事故50億円（免責2億円）まで補償する組合の包括契約によるアンブレラ保険（上乗せ保険）を導入いたしております。

また、従業員の業務上、業務外死亡及び業務上の後遺障害に対する労災保険の上乗せ保障制度（厚生共済保障事業、149事業所25,089人が加入）を実施しています。

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

東旅協が発足(昭和35年)

タクシー業界統一が叫ばれる中、
念願の(社)東京乗用旅客自動車協会が発足。



自動車事故防止と被害者支援

独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月組織変更)

自動車事故を防止するため、運行管理者の指導講習、乗務員の適性診断などを同対策機構を通じて実施し、交通事故防止に努めております。併せて、自動車事故被害者への精神的・経済的支援を行っております。



運行管理者などの指導講習

自動車運行の安全を確保するため必要な運行管理の実務及び関係法令などについて指導講習を行い、事故防止に万全を期しています。

運転者の適性診断・カウンセリングの実施

運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能などについて、心理・生理面から各種の診断を行い個人の特徴を把握し安全運転について指導・教育を図り、事故防止に努めています。

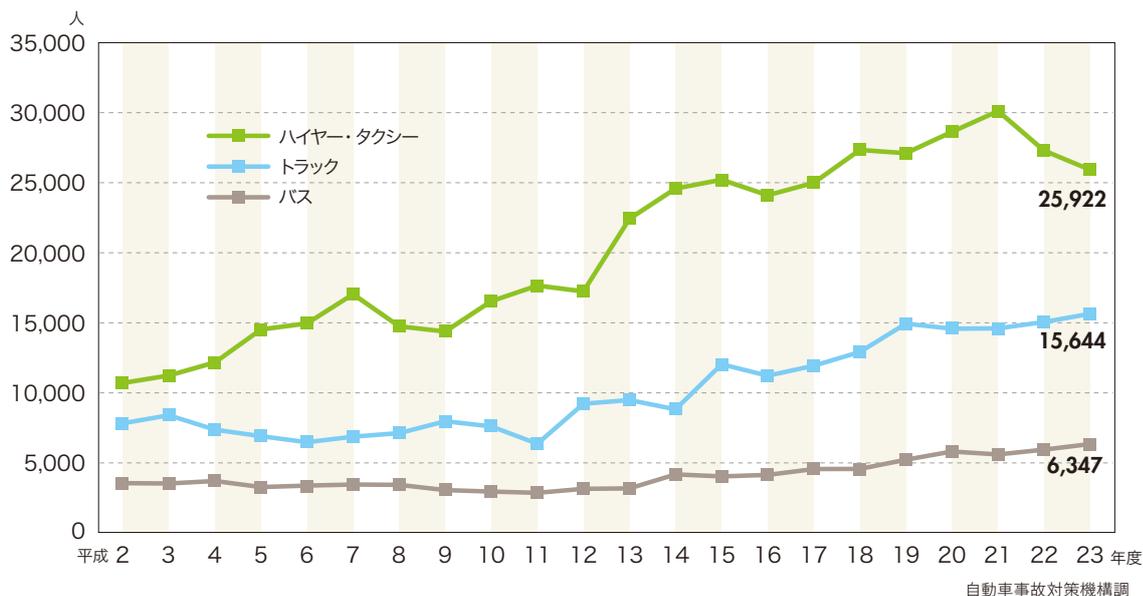
自動車事故の被害者支援

自動車事故の被害者に対し、「重度後遺障害者への介護料支給」・「交通遺児等への貸付」「療護センターの設置」・「ホットラインの設置(事故相談窓口)」等の精神的及び経済的支援を行っております。

SECTION 6

安全対策と
保障制度

自動車乗務員の適性診断受診状況の推移



SECTION 7

タクシーサービスの向上

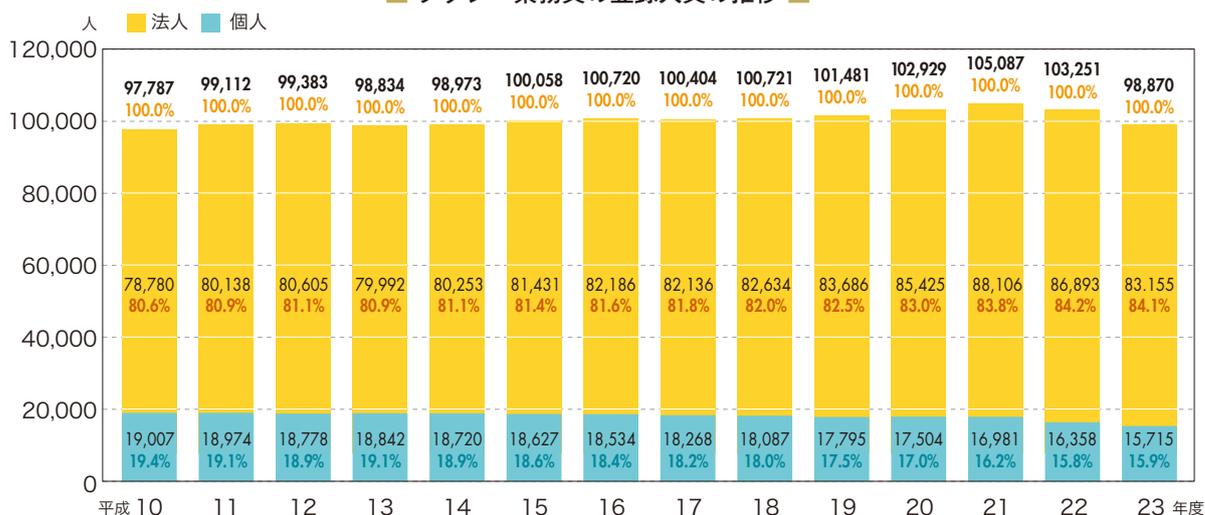
公益財団法人東京タクシーセンター

タクシーサービス向上のため昭和44年財団法人東京タクシー近代化センター（現 公益財団法人東京タクシーセンター）が設立されて以来、事業者の負担金等をもとに次のような事業を実施しています。

タクシー乗務員登録制度の実施

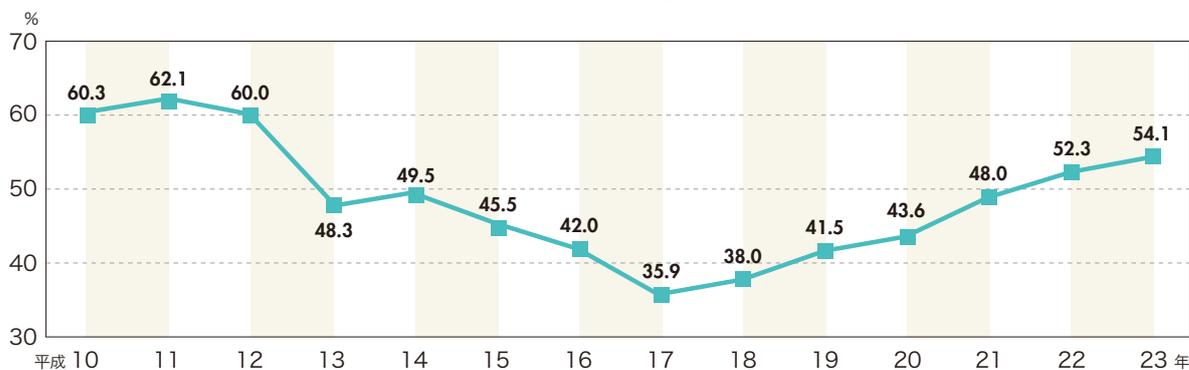
タクシー乗務員の質的向上を図るため**地理試験の実施**、接客サービスに対する教育指導などを行い、合格者に対して運転者証の交付を行っています。また、個人タクシー事業者には事業者乗務証の交付を行っています。

■ タクシー乗務員の登録人員の推移 ■



東京タクシーセンター調

■ 地理試験合格率の推移 ■



東京タクシーセンター調

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

東京に LPG 車登場 (昭和 37 年)
ガソリンより安い LPG 車が登場、以後急成長。
東京、世界初の一千万人都市に。



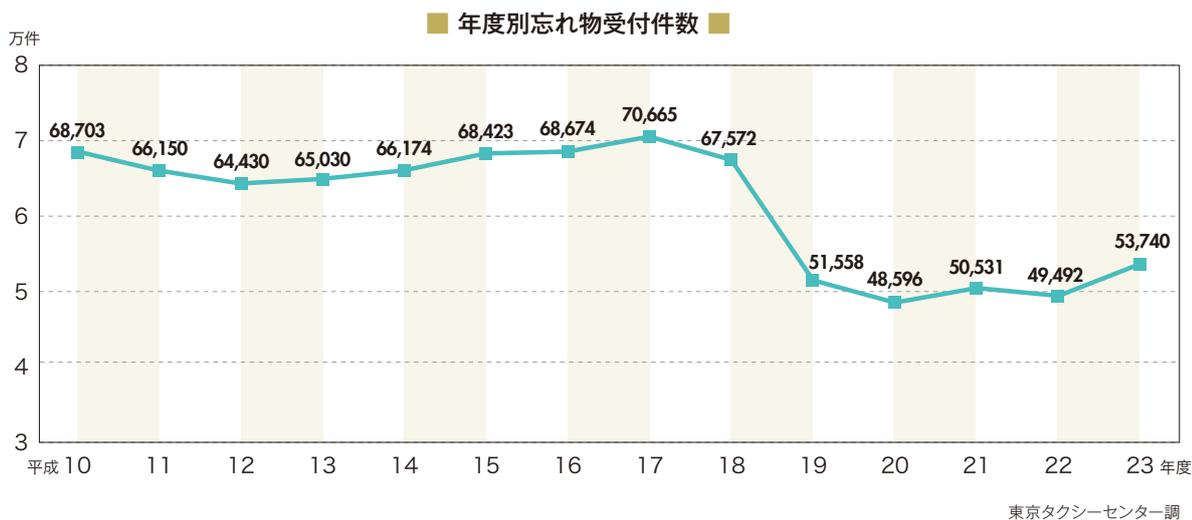
タクシー乗務員の指導と研修

タクシー乗務員の道路運送法などに違反する行為(乗車拒否、不当料金の請求、メーターの不当操作など)の防止及び是正を図るための街頭指導を行うとともに運輸規則第 36 条の 2 に基づく新任乗務員の研修を行っています。



忘れ物・苦情処理対策

タクシー車内の忘れ物・苦情等は領収書などにより各社において対応するとともに、同センターにおいても専用電話 03 (3648) 0300 番を設置し、24 時間受付を行い処理の徹底に努めています。



タクシー乗り場の効率的な運営

現在都内各所に 317 ヶ所の乗り場を設置しております。

なお、「優良タクシー乗り場」を東京駅丸の内北口、新橋駅東口、新宿駅西口地下、渋谷駅西口、上野駅正面口、池袋駅西口、銀座乗禁地区に設置するとともに平成 23 年 10 月より新丸の内ビル前に「EV・HV 専用タクシー乗り場」を設置し運営しております。

年度	平成 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一般乗り場	527	481	396	352	246	239	232	227	226	235	232	231	235	232
屋根付き乗り場	102	97	94	93	89	87	85	87	84	86	86	85	85	85
小型乗り場	7	7	7	7	6	6	5	5	5	-	-	-	-	-



東京タクシーセンター調

SECTION 7

タクシーサービスの向上

タクシーサービスの向上

ランク制度



特別区・武三地区の法人タクシーは、利用者利便の向上並びにタクシーサービスの改善を図るため「法令遵守に関する情報」・「接客サービスに関する情報」・「安全に関する情報」を収集し、評価基準を設定して数値化したもので評価しAA・A・B・Cの4段階にランク付けされAA・Aの評価を受けた事業者のタクシー車両にはステッカーを貼付し営業を行っております。

	平成 15 年		16		17		18		19		20		21		22	
A・A	88社	34.4%	97社	36.5%	78社	27.4%	95社	30.6%	121社	37.6%	145社	43.8%	114社	32.5%	107社	30.7%
A	69社	26.9%	85社	31.9%	111社	39.1%	105社	33.9%	118社	36.6%	121社	36.6%	102社	29.0%	124社	35.5%
B・C	99社	38.7%	84社	31.6%	95社	33.5%	110社	35.5%	83社	25.8%	65社	19.6%	135社	38.5%	118社	33.8%
全体	256社	100.0%	266社	100.0%	284社	100.0%	310社	100.0%	322社	100.0%	331社	100.0%	351社	100.0%	349社	100.0%

表彰制度



昭和52年度から毎年優良運転者の表彰を行い、過去35回延べ21,237名が受賞され、現在7,639名の乗務員が「優良運転者章」をタクシー車内に掲出し営業を行っております。この表彰基準は、10年以上のベテランドライバーで違反はなく、接客態度良好なドライバーが対象となります。このほか、昭和59年度から優良法人事業者および実務管理者に対する表彰も実施しています。

モニター制度の充実

旅客輸送のサービス向上を図るため、都内在住の利用者200名をタクシーモニターに委嘱し、その意見・要望をサービスの改善に反映させています。

アンケート調査の実施

タクシーサービスの向上と利用者の利便を図るため、タクシーの利用形態と運転者の接客態度などについての実態を知ることが目的に、毎年定期的に「利用者の意識調査」を行っています。平成23年7月には、15,000枚のアンケート調査を実施いたしました。



障害者割引制度の導入

平成2年5月26日の運賃改定以降、身体障害者の方への割引に加え平成4年5月から知的障害の方に対してもメーター表示額の10%の割引を実施いたしております。

成田空港定額運賃制度の実施

平成14年8月より、東京都特別区・武蔵野市・三鷹市を4つのブロックに分け、事前予約の利用者を対象に各ブロックと成田空港間の運賃を定額で運行し、手荷物の多い利用者の利便向上に努めております。

東京ディズニーリゾート定額運賃制度の実施

平成20年4月より、東京都特別区・武蔵野市・三鷹市を3つのブロックに分け、事前予約の利用者を対象に各ブロックと東京ディズニーリゾート間の運賃を定額で運行し、利用者の利便向上に努めております。

羽田空港定額運賃制度の実施

平成22年10月21日より、国際線ターミナルの供用開始に伴い、国際線利用客が大幅に増加することが見込まれることから、羽田空港と都内各エリア間(23区・武蔵野市・三鷹市5ブロック、多摩地区5ブロック)に「定額運賃制度」を導入し、わかりやすい運賃によるサービス提供に努めております。

なお、各タクシー車内に、英語・韓国語・中国語による「指差し外国語シート」を携帯し外国人利用客との円滑なコミュニケーションの手助けとして活用しサービスに努めております。



点字シールの表示

平成4年5月26日の運賃改定以降、タクシー車内に「会社名」「車両番号」を表示した点字シールを貼付し、目の不自由なお客様へのサービスに努めております。

屋上灯消灯の実施

平成4年5月26日の運賃改定以降、一般利用者が夜間空車車両を識別しやすいよう実車の際に屋上灯を消灯して営業しています。

遠距離割引制度の導入

平成7年3月18日の運賃改定以降、長距離をご利用いただくお客様にお得な制度として「遠距離割引制度」を導入しております。

「東京福祉タクシー総合配車センター」の開設

平成18年10月より、全国福祉輸送サービス協会と共同で「東京福祉タクシー総合配車センター」の運行を開始致しました。これは、ケア輸送を専門に行っている乗務員が国土交通省許可専用車両(リスト、スロープ付車両)で送迎するもので、電話やインターネットにて配車受けをしております。

禁煙タクシー制度の導入

東京の法人タクシーは、車内の喫煙に係わる健康被害の防止並びに快適性の一層の向上を図ることを目的とし、平成20年1月7日からタクシー車内の全面禁煙化を実施しております。



SECTION 7

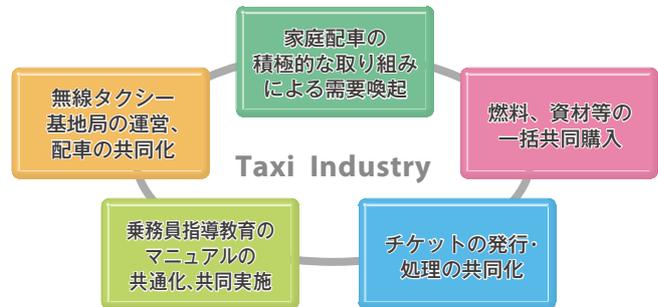
タクシーサービスの向上

タクシー事業の効率化と環境対策

タクシー事業の合理化、省力化に努めるとともに最新の情報機器を導入することにより、作業能率の向上を図っております。

共同事業の推進

事業協同組合、グループなどにおいて共同事業の推進を行っています。



IT化の推進

クレジットカード決済器の開発

利用者の支払い方法の多様化に対応すべく従来からの現金・チケット・クーポンに加えクレジットカード・デビットカードの決済処理端末を順次搭載しております。これにより、現金をお持ちにならなくても気楽に乗車出来るようになりました。



ICカード「Suica (スイカ)・PASMO (パスモ)」による決済

首都圏の鉄道やバスの乗車や、加盟店での買い物にも利用できるICカード。チャージされた電子マネーを利用し、キャッシュレスでスピーディーな支払いが可能になりました。

スマートフォンアプリの開発

増大するスマートフォンユーザーに対し、操作性・機能性に優れた配車アプリを開発。スマートフォンのGPS機能と連携することにより、簡単な操作でタクシーを呼ぶことができるようになりました。

無線タクシーデジタル化の推進

デジタル無線は、データ(配車指令情報やタクシーの位置情報等)の高速伝送ができます。デジタルの持つGPSによる位置情報を活用することにより、より迅速な配車や無駄な空車走行を減らすことが可能となり、CO2の削減にも貢献しています。

また、無線配車センターからは、配車指令情報のほか、需要予測情報(どの地域でご利用になれるお客様が発生しそうか)等もタクシーへ伝送でき、計画的・効率的な走行もできるようになります。

なお、更なるサービスの向上を図るため、デジタル化を推進するとともにそれを機に超高層ビルに起因する不感地帯(お客様から注文があっても電波が届かず配車ができない地域)の解消等にも併せて取り組んでいます。

イントラネット化の推進

各会員会社に於いて各種業務の効率化、迅速化等が求められており、協会と会員各社間の情報伝達の迅速化、通信文書等の整備保存面の合理化等適確な業務の推進及び乗務員台帳をはじめとする各種台帳の標準書式の規格化を図ることを目的として、業界内部のイントラネット・システムの構築を進めています。

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

オイル・ショックの直撃（昭和 48 年）

燃料価格が急騰。LPG 不足で供給制限も。

スタンドにはタクシーが長蛇の列。



ETC（電子式料金自動収受システム）車載器の導入

ETC を利用することにより、高速道路料金の利用者負担が軽減されるとともに料金所部の渋滞が大幅に解消され利用利便の向上が図られております。

運賃自動計数納金システムの開発

1 日の営業収入をコンピュータと連動した納金機に納めることにより金種別に区分し、確実に計数処理が行えるシステムの開発を行いました。この結果、従来すべて手作業で行っていた計数処理の大幅な合理化が図られることになりました。また、関連機能である乗務日報自動化システムは、乗務日報の作成及びデータの分析を自動化することにより、乗務員の負担軽減を図るだけでなく、安全・サービスの向上に寄与しています。

ドライブレコーダーの導入

情報が得られにくい事故発生時の状況についての情報だけでなく、事故発生時以外の記録も事故防止教育に活用し、事故の減少や事故に係わる費用の削減に努めております。

GPS-CTI 技術の活用

GPS（全世界測位システム）などを利用した AVM（車両位置等自動表示）システムは、タクシーの所在位置、空車情報を無線配車センターで常時把握しています。中でも、GPS-AVM と CTI（顧客管理システム）技術を融合したシステムは、お客様情報をデータベース化して、CTI 受付によりコンピュータがお客様に一番近い最適車両を自動検索し、迅速で正確な配車、効率的な運行が可能となりました。

環境対策



東京の法人タクシーは、昭和 37 年より NOx（窒素酸化物）、SPM（浮遊粒子状物質）、SOx（硫黄酸化物）などの排出量が少ない環境にやさしい燃料である LP ガスを使用しております。また、「エコドライブ（省燃費運転）」にも心掛け大気汚染防止に努めるとともに、東京都の環境確保条例で義務付けられている「アイドリング・ストップ運動」を実施するとともに、羽田空港のタクシー待機所

（1 日平均 1,400 台入構）におけるアイドリング・ストップ運動も平成 15 年 11 月 25 日より実施しております。

なお、平成 16 年度より環境負荷の少ない事業運営（グリーン経営認証制度）への積極的な取り組みの推進とハイブリッドや EV など燃費の良い車両及び低公害車両の導入を促進しております。

平成 23 年 10 月には JR 東京駅「新丸の内ビル前」に「EV・HV タクシー乗り場」を開設しました。



SECTION 8

タクシー事業の効率化と
環境対策

SECTION 9 | 利用者とのコミュニケーション

広報活動

「東京タクシー有識者懇談会」の開催

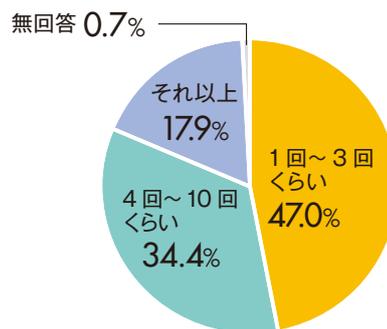
学識経験者、タクシー利用者、マスコミ関係、交通関係者等幅広い分野の有識者と意見交換を行い、サービス改善対策等に役立てております。

アンケート調査の実施

一般利用者がタクシーに対し、どのようなイメージやご意見を持っているか、またサービスはどうあるべきか？などについてのアンケート調査を平成4年から毎年実施し、平成23年については7月25日から7月29日までの間、都内主要タクシー乗り場において利用者へ直接配布するとともに無線タクシー利用者を対象に合計10,500枚を配布し、それを基にサービス改善に反映させております。

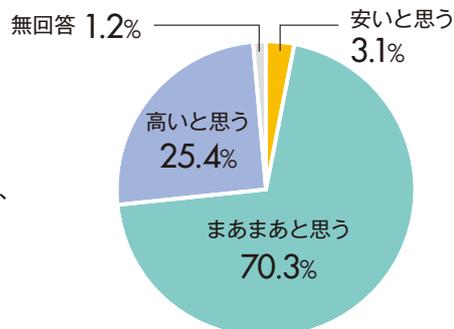
Q1

1カ月に、
どのくらいご利用になりますか？



Q2

現在のタクシー運賃は、
その「ドア・ツワー・ドアの特性」を考えた時、
運賃水準についてどのようにお考えですか？



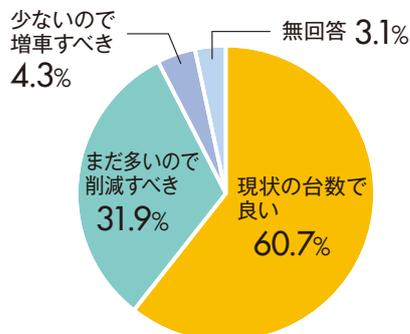
100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

ワゴンタクシー発車式（昭和 60 年）
荷物が大量に積めて普通車と同料金の
「ワゴンタクシー」運行開始。



Q3

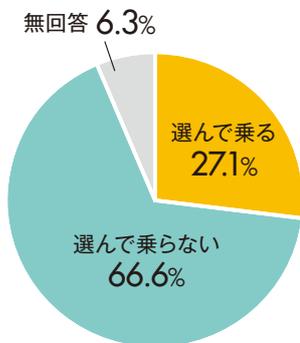
空車タクシーによる交通渋滞や排気ガスによる環境汚染などの様々な問題の解決に向けて、当協会はタクシーの台数の削減に努力しております。現在のタクシー全体の台数についてどのように感じていますか？



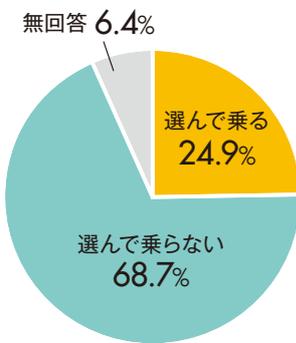
Q4

法人タクシー事業者について(財)東京タクシーセンターでは、接客サービス・安全及び事業者の法令遵守に関する情報を収集し、評価基準を基に事業者の評価を行っています。優良な事業者のタクシーには、平成 14 年 6 月 14 日よりステッカー（A A、A ランク）を左フロントフェンダーに貼付するようになりました。今後タクシーを利用する時に、このようなタクシーを選んでご利用されますか？

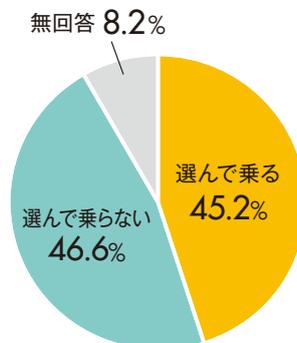
[流しのタクシー利用時は？]



[タクシー乗り場では？]

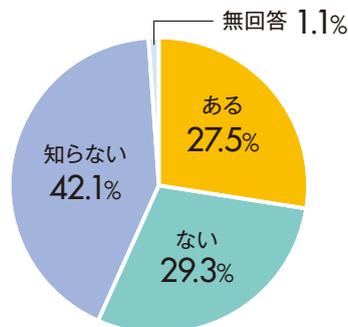


[無線タクシー利用時は？]



Q5

現在、「優良タクシー乗り場」が東京駅丸の内北口・新橋駅東口・新宿駅西口地下・渋谷駅西口・上野駅正面口・池袋駅西口・銀座乗禁地区に設置されておりますがご利用したことがありますか？



SECTION 9

利用者との
コミュニケーション

「エコーカード」の備え付け

お客様よりタクシードライバーの接客マナーについて広くご意見を聞きサービス改善を図ることを目的に平成6年12月より都内の法人タクシーに「エコーカード」を備え付け営業を行っております。



エコーカード

モバイルアンケートシステムの実施

お客様からサービス面について広くご意見、ご要望を頂くためにハガキによる「エコーカード」に加え、携帯端末を通じ、QRコードからお手軽にアンケート回答が出来る「モバイルアンケートシステム」を平成23年7月より実施しております。



モバイルアンケートステッカー

タクシー白書「東京のタクシー」・情報誌「タクシー展望」の発行

業界の現状並びに問題点を取りまとめた情報誌を発行し、一般利用者をはじめとして学識経験者・マスコミ関係者の方々に理解を深めるよう努めております。



タクシー展望

「タックンミニ情報」・「タクシーニュース」の発行

タクシー車内の安全マクラカバーを利用し利用者に対し、タクシーの上手な乗り方、忘れ物防止及び業界の実態などをテーマとした情報紙を定期的に発行しております。



タックンミニ情報

「東旅協ニュース」の発行

交通事故防止及び接客サービス向上並びに地球温暖化防止対策等を内容とするポスター「東旅協ニュース」を定期的に発行し、乗務員教育の徹底に努めております。



タクシーニュース

インターネットホームページの開設

<http://www.taxi-tokyo.or.jp>

法人タクシー協会では、東京のタクシーメニュー・東京のタクシー会社一覧・無線タクシーのお問い合わせ先・防災レポートタクシー及び業界の現況等を内容とするホームページを平成8年より開設し、一般利用者に対し情報の公開を行なっております。



8月5日「タクシーの日」キャンペーンの実施

大正元年8月5日、「タクシー自動車株式会社」がタクシーに初めてメーター器を設置し営業を開始したのを記念し業界ではこの日を「タクシーの日」と定め毎年広範囲なサービスキャンペーンを実施しております。なお、平成23年7月1日から8月5日までの間“東京のタクシー「防災宣言」”をテーマにキャンペーンを実施いたしました。



抽選会の様子



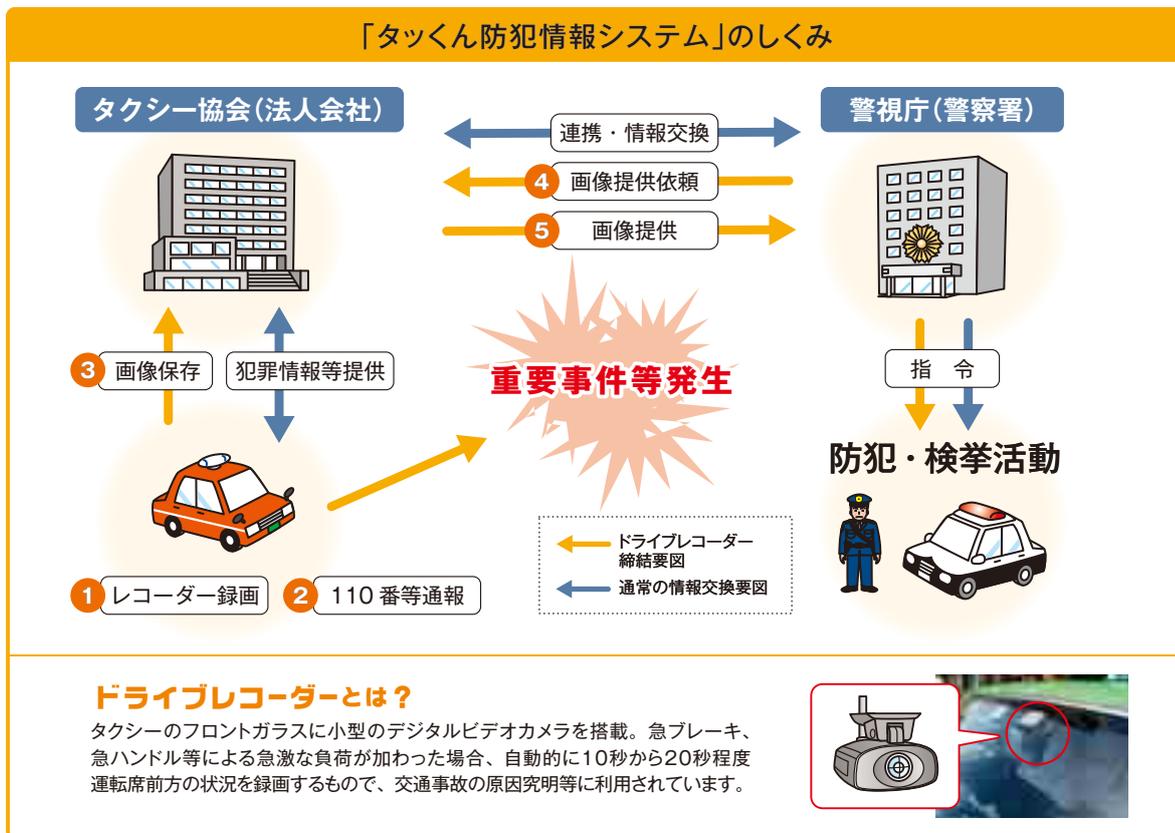
富田会長がラジオでタクシーの日をPR

メセナ活動

「タックン防犯情報システム」の運用

毎日24時間都内を走り回るタクシーならではの業務特性を活かし、警察と連携をとって防犯活動を行い街を守っていく「タックン防犯情報システム」を、平成21年8月5日より実施しております。タクシー搭載のドライブレコーダーで捉えた映像を、事件などの犯罪捜査に役立て、またタクシーが走りながら「常に街を見ている」効果によって、犯罪を未然に防ぐことを目的としています。

「タックン防犯情報システム」のしくみ



交通ボランティア「交通安全タクシー」の運行

深夜時間帯における重大事故を防ぐため、無事故無違反で交通安全を推進する優良タクシー乗務員を指定して、運行中に高齢者の横断禁止場所の横断や信号無視等を見かけた場合に、注意喚起の一声をかけたり、路上寝込み者を発見した場合や交通事故等を目撃した場合に110番通報すること等を目的に、警視庁の協力を得て平成22年12月8日に発足しました。平成24年3月現在、34社、145名の優良タクシー乗務員が「交通ボランティア」として選任され、運行をしております。

- 車両貼付 PR 用ステッカー



- 「交通ボランティア」選任乗務員装着用腕章



SECTION 9

利用者との
コミュニケーション

防災レポート車の運行

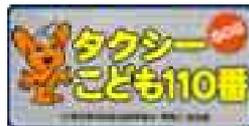
大地震などの災害が発生した際、タクシーは現場の第一目撃者になることがあります。防災レポート車は車内に緊急電話を搭載し、被害現場の生の状況を東京都災害対策本部及びマスメディアを通じ提供することで都民の生命と財産を災害から少しでも守ることを目的に発足しました。

なお、平成 24 年 3 月 31 日現在、防災レポート車 70 両とレポーター 276 名が選任され日夜都民の安全を守り続けています。



「タクシーこども 110 番」制度の実施

全国各地で子供達が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、当協会では、平成 18 年 4 月より東京都並びに警視庁の協力を得て、子供達の安全確保を目的にタクシー車両にステッカーを貼付し、「タクシーこども 110 番」制度の取り組みを実施しております。



「サポート Cab」の導入

東京消防庁との連携により、平成 17 年 9 月より退院や通院目的でタクシーを利用する方のためタクシー車内に、AED（自動体外式除細動器）を操作できる救命手当の技能を持つ乗務員が担当する「サポート Cab」を導入しております。平成 24 年 3 月現在で約 1,300 両が運行しております。

「タックン愛の基金」募金活動の実施

交通遺児を励ますため昭和 47 年 7 月から募金活動を実施し、平成 7 年 11 月からは交通遺児以外にも一般の災害等による被害者及び公共性の高い社会的・文化的な諸活動に対する援助も併せて行うことを目的として継続実施し、平成 24 年 3 月 31 日現在で 216,167,509 円の募金が寄せられ、(財)交通遺児育成基金、(財)自動車事故被害者援護財団等へ贈呈しました。そのほか、長崎県雲仙・普賢岳大噴火による被害者に対し、平成 3 年 8 月 16 日 2,675,270 円、また平成 7 年 2 月 7 日阪神大震災被害者に対し NHK を通じ、2,000 万円、兵庫県タクシー協会に対し 1,000 万円の義援金をそれぞれお送りいたしました。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被害に遭われた方々に対し、各タクシー会社の協力により 2,300 万円の義援金をお送りいたしました。

年度別	17	18	19	20	21	22	23
募金額	4,498,448	5,019,118	4,624,470	4,217,889	3,865,711	4,100,543	724,363
累計	193,615,415	198,634,533	203,259,003	207,476,892	211,342,603	215,443,146	216,167,509

東旅協調

諸外国タクシー業界等との交流

東京のハイヤー・タクシー事業における経営状況、車両・燃料(LPG)・無線及びAVMシステム、勤務体制、賃金体系、交通事故防止などの諸問題についての諸資料を海外からの調査団に提供し交流を図っています。

平成 2年	5.31	各国の業界代表が出席し世界タクシー会議を開催(韓国・李光烈理事長他2名、アメリカ・ベティ・ローレンス専務理事、ITA・アルフレッド・B・ラガッセIII世常勤副会長、イギリス・ジェフリー・W・トロッター会長、ドイツ・フィリップ・カビン議長)	11 年	5.20	中華人民共和国・大連電視台テレビ局、王培蓮氏他東京のタクシーの現状視察のため来協
				12 年	4.3
3 年	7.23 7.27	欧州ハイタク事情視察団(団長、藤本国男氏)ロンドン・パリ・フランクフルトのハイタク事情を視察及びロンドンで開催されたITLA(国際タクシー・リムジン協会)の中央会議に出席	13 年		5.15
	9.12	韓国・ソウル特別市タクシー運送事業組合と姉妹提携延長調印のため新倉会長他訪韓		15 年	11.5
	11.20	中華民国・台北市計程車客運商業同業公會と姉妹提携調印のため新倉会長他訪問	17 年		3.8
				6.29	英国キングストン大学ウォルター・コック教授、業界の現況視察のため来協
4 年	4.6	欧州タクシー事業者(ドイツ・ペーター氏、スイス・カヴァン氏、オーストリア・シュレヒト氏、フランス・ルーデ氏他)東京業界視察のため来訪	18 年	5.26	韓国ソウル特別市タクシー運送事業組合、姉妹提携延長調印のため来日
				10.26	中国北京市交通委員会調査団、業界視察のため来協
7 年	8.5	韓国ソウル特別市タクシー運送事業組合、姉妹提携延長調印のため来訪	19 年	11.6	韓国タクシー労働組合連盟視察団、労働問題・規制緩和問題等調査のため来協
	8.7	保岡副会長、アメリカ・アトランタ市のタクシーの現状視察		12.21	中国武漢市タクシー視察団、東京業界視察のため来協
10 年	6.12	台北市政府警察局交通義勇警察大隊、王朝棟氏他東京のタクシーの現状視察のため来協	21 年	6.10	韓国地方自治団体国際化財団、東京業界視察のため来協

SECTION 9

利用者との
コミュニケーション

SECTION 10 業界・行政・社会の動き

業界

<平成 23 年>

- 4月12日 | 東旅協、「タクシー防災レポーター研修会(TBSラジオ関係)」を開催
震災直後の被災地取材レポートをTBSラジオより報告
- 4月22日 | 第6回東京都特別区・武三交通圏、第5回東京都北多摩・南多摩・西多摩交通圏タクシー特定地域協議会を合同開催
- 4月25日 | (財)東京タクシーセンター会長に「渡邊佳英氏」就任
- 5月27日 | 東旅協、「通常総会」にて富田会長統投就任
「災害対策委員会」設置承認
- 6月 3日 | 東日本大震災被災地へタクシー車両104台、タクシーメーター140器を提供



- 7月 1日 | 東旅協、「モバイルアンケートシステム」開始
- 8月 5日 | 東旅協、「タクシーの日」キャンペーンで富田会長をはじめ広報担当役員、広報委員が主要タクシー乗り場にて一般利用者へ「うちわ」を配布
(テーマ:東京のタクシー「防災宣言」)



- 9月27日 | 東旅協、「タクシー政策研究会」発足
- 10月 3日 | EV・HVタクシー専用乗り場を設置
(東京駅・新丸の内ビル前)



- 11月 3日 | 全タク連副会長 藤本國男氏「旭日小綬章」受章
東旅協理事 上埜健太郎氏「黄綬褒章」受章
- 11月 4日 | 第7回東京都特別区・武三交通圏、第6回東京都北多摩・南多摩・西多摩交通圏タクシー特定地域協議会を合同開催
基準車両数からの減休車実施の車両数は、特別区・武三地区約6,200台、多摩地区約380台
- 11月 7日 | 東旅協、「タクシー活性化プロジェクト」発足
- 12月16日 | 東旅協、「タクシー防災レポーター研修会(ニッポン放送関係)」を開催
初めて10年以上継続協力レポーターに「表彰」を実施

<平成 24 年>

- 1月 1日 | 東旅協、「タクシー生誕100周年」記念キャンペーンをスタート(1年間)
- 2月28日 | 東旅協、東京観光タクシー推進協議会準備会開催
- 3月 6日 | 第2回ランク評価制度見直しに関する検討委員会開催

100th Anniversary of Taxicabs in Tokyo

東京丸の内 専用乗り場 (平成 23 年)

東京駅・新丸の内ビル前に EV (電気) タクシー・

HV (ハイブリッド) タクシーの専用乗り場が開設。



行政

<平成23年>

- 6月 3日 | 関東運輸局、関東地方交通審議会政策推進部会開催
「関東交通プラン」に基づく2011年度重点施策案を審議
- 6月14日 | 国土交通省、東日本大震災震災復興・復興支援対策基本方針を纏める
- 6月20日 | 政府、「復興基本法」が成立
- 7月 1日 | 政府、節電対策を開始
国土交通省、「バス・タクシーバリアフリー車両開発検討会」最終報告書を纏める
- 7月 5日 | 関東運輸局、「タクシー関係団体との災害対策をめぐる意見交換会」を開催
- 8月26日 | 菅首相、退陣表明
- 8月30日 | 野田佳彦氏、第95代内閣総理大臣に指名
- 9月 2日 | 野田内閣発足 前田武志・衆議院予算委員長が「国土交通大臣」に就任
- 9月28日 | 国土交通省、東日本大震災被災地に無償提供されるバリアフリー型乗合タクシー、ユニバーサルタクシーの「車両引き渡し式」開催



<平成24年>

- 1月27日 及び
1月28日 | 東京都、「帰宅困難者サポート社会実験」を実施
- 2月16日 | 国土交通省、自動車環境性能評価認定告示を改正
平成21年度排出ガス基準に応じた認定制度を設ける
- 3月 7日 | 第4回民主党タクシー政策議員連盟総会にて「一般乗用旅客自動車運送事業法(仮称)」の概要及び要綱を承認
- 3月30日 | 政府は閣議で「消費税率引き上げ」関連法案を決定、国会へ提出

社会

<平成23年>

- 4月18日 | 栃木県鹿沼市で登校児童列にクレーン車が突っ込み、児童6人が死亡
- 5月12日 | 東京都立川市で6億円強奪事件が発生
- 6月 8日 | ロシア、宇宙飛行士 古川聡さんを乗せ「ソユーズロケット」打ち上げ成功
- 6月25日 | 「小笠原諸島」「平泉」世界遺産登録が決定



- 7月23日 | 中国高速鉄道で追突事故発生、40人が死亡
- 7月25日 | 女子サッカー、第6回ワールドカップ「ドイツ大会」で日本代表(なでしこジャパン)初優勝
- 8月24日 | 世界柔道選手権「パリ大会」で、日本金メダル5個獲得
- 8月29日 | 世界陸上「大邱大会」男子ハンマー投げで室伏広治選手初優勝
- 10月15日 | 公正取引委員会、新潟のタクシー会社の価格カルテルを認定
- 11月 4日 | プロ野球・横浜ベイスターズが「横浜DeNAベイスターズ」へ名称変更

<平成24年>

- 1月11日 | JR福知山線事故、JR西日本 山崎正夫前社長に無罪判決
- 2月26日 | 「東京マラソン2012」で藤原 新選手が日本人最高記録で2位となり、ロンドン五輪代表へ
- 3月14日 | サッカー男子のロンドン五輪アジア最終予選最終戦でパーレーンに快勝、5大会連続、9度目の五輪出場を決める

SECTION 10

業界・行政・
社会の動き



おかげさまで
タクシー生誕100周年



1912-2012

100TH ANNIVERSARY OF TAXICABS
IN TOKYO

資料編

SECTION-11 DATA

TAXICABS WHITE PAPER SERIES 2012



資料編目次

Contents

◎事業者数・車両数	Establishments and the number of Taxi Cabs	
・東京のハイヤー・タクシー車両数	43
・東京のハイヤー・タクシー事業者数・車両数の推移	44
・都道府県別ハイヤー・タクシー事業者数及び車両数	46
◎輸送実績	Transportation	
・特別区・武三地区タクシー輸送実績	48
・多摩地区タクシー輸送実績	50
・特別区・武三地区ハイヤー輸送実績	52
・交通機関別輸送人員の推移(東京都区部)	54
・全国の交通機関別輸送人員の推移	54
◎労働力	Working force	
・タクシー運転者(男性)と全産業男性労働者の年間労働時間・賃金比較	56
◎税金	Tax	
・自動車関係諸税	58
◎運賃	Fare	
・東京のタクシー運賃料金の変遷	62
・東京のタクシー運賃の推移	71
・東京のハイヤー運賃	72
・交通機関別運賃の推移	73
◎事故	Traffic accident	
・事故発生件数の推移(第一当事者)	74

東京のハイヤー・タクシー車両数(平成23年4月1日現在)

関東運輸局調

○車両数

●法人タクシー 31,314両

〔 会員車両数 29,268両
 会員外車両数 2,046両 〕

●個人タクシー 16,787両

タクシー計 48,101両

●ハイヤー 3,849両

合計 51,950両

○事業者数 476社

会員事業者数 400社

会員外事業者数 76社

東京のハイヤー・タクシー事業者数・車両数の推移

項目 年度	特別区・武三地区				多摩地区	
	事業者数	車両数			事業者数	車両数
		タクシー	ハイヤー	計		
昭和53年度	280	21,284	5,929	27,213	69	2,582
54	276	21,663	5,620	27,283	69	2,587
55	272	21,721	5,582	27,303	69	2,592
56	265	21,808	5,534	27,342	70	2,597
57	260	21,826	5,538	27,364	70	2,613
58	256	21,876	5,491	27,367	70	2,613
59	256	21,962	5,407	27,369	70	2,635
60	254	22,049	5,322	27,371	69	2,654
61	254	22,275	5,321	27,596	68	2,685
62	252	22,291	5,443	27,734	71	2,752
63	252	22,303	5,422	27,725	72	2,789
平成元年度	253	22,359	5,670	28,029	73	2,831
2	253	22,360	5,883	28,243	73	2,902
3	254	24,172	6,426	30,598	75	2,954
4	238	26,148	6,352	32,500	72	3,101
5	237	26,113	6,401	32,514	70	3,119
6	234	25,394	5,965	31,359	70	3,137
7	233	25,163	5,570	30,733	71	3,130
8	231	25,346	5,376	30,722	72	3,151
9	231	25,878	5,404	31,282	72	3,176
10	240	26,961	5,204	32,165	74	3,272
11	252	27,734	4,719	32,453	75	3,378
12	254	27,851	4,540	32,391	79	3,408
13	252	28,262	4,395	32,657	81	3,423
14	257	28,539	4,180	32,719	85	3,539
15	258	29,045	3,894	32,939	68	3,446
16	271	29,663	3,880	33,543	71	3,519
17	291	30,819	3,883	34,702	71	3,520
18	317	31,948	3,931	35,879	71	3,572
19	334	32,958	4,090	37,048	72	3,687
20	352	33,866	4,125	37,991	73	3,711
21	366	33,473	4,069	37,542	74	3,530
22	362	31,799	3,977	35,776	74	3,389
23	359	27,998	3,849	31,847	74	3,232

(注)・関東運輸局一般乗用旅客自動車運送事業の事業者数、車両数調べによる。(各年4月1日現在)

島地区		法人計		個人	総合計
事業者数	車両数	事業者数	車両数		
53	173	402	29,968	19,756	49,724
53	172	398	30,042	19,726	49,768
53	174	394	30,069	19,608	49,677
53	172	388	30,111	19,667	49,778
54	171	388	30,148	19,750	49,898
54	171	380	30,151	19,623	49,774
56	173	382	30,177	19,558	49,735
56	168	379	30,193	19,486	49,679
56	164	378	30,445	19,422	49,867
56	160	379	30,646	19,657	50,303
57	159	381	30,673	19,742	50,415
56	157	382	31,017	19,671	50,688
57	158	383	31,303	19,656	50,959
56	157	385	33,709	19,592	53,301
56	158	366	35,759	19,478	55,237
55	154	362	35,787	19,479	55,266
55	148	359	34,644	19,312	53,956
55	141	359	34,004	19,009	53,013
55	135	358	34,008	18,818	52,826
56	138	359	34,596	18,700	53,296
56	138	370	35,575	19,354	54,929
55	131	381	35,962	19,305	55,267
55	125	385	35,924	19,369	55,293
55	121	388	36,201	19,077	55,278
53	111	395	36,369	19,141	55,510
53	105	407	36,490	19,056	55,546
54	106	396	37,168	18,989	56,157
53	105	415	38,327	18,990	57,317
48	99	436	39,550	18,676	58,226
46	98	452	40,833	18,478	59,311
45	94	470	41,796	18,213	60,009
45	92	485	41,164	17,944	59,108
45	83	481	39,248	17,420	56,668
43	84	476	35,163	16,787	51,950

都道府県別ハイヤー・タクシー事業者数及び車両数(平成23年3月31日現在)

運輸局	都道府県	法人等		個人 (1人1車制)	合計	
		事業者数	車両数		事業者数	車両数
北海道	札幌	446	6,637	1,399	1,845	8,036
	旭川	105	1,263	195	300	1,458
	函館	83	992	102	185	1,094
	室蘭	73	773	59	132	832
	釧路	40	604	74	114	678
	帯広	50	540	71	121	611
	北見	61	437	26	87	463
	計	858	11,246	1,926	2,784	13,172
東北	青森	309	3,106	116	425	3,222
	岩手	199	2,373	88	287	2,461
	宮城	305	4,401	712	1,017	5,113
	福島	337	2,655	71	408	2,726
	秋田	138	1,522	76	214	1,598
	山形	122	1,360	94	216	1,454
	計	1,410	15,417	1,157	2,567	16,574
関東	茨城	456	3,218	0	456	3,218
	栃木	262	2,015	66	328	2,081
	群馬	215	1,850	7	222	1,857
	埼玉	587	6,450	211	798	6,661
	千葉	619	6,765	890	1,509	7,655
	東京	1,122	35,512	16,787	17,909	52,299
	神奈川	652	10,414	2,793	3,415	13,177
	山梨	151	1,095	0	151	1,095
	計	4,064	67,319	20,724	24,788	88,043
北陸信越	新潟	195	3,057	393	588	3,450
	長野	203	2,964	100	303	3,064
	富山	83	1,092	89	172	1,181
	石川	141	1,975	308	449	2,283
	計	622	9,088	890	1,512	9,978
中部	福井	122	991	140	262	1,131
	岐阜	130	2,247	146	276	2,393
	静岡	247	5,366	295	542	5,661
	愛知	457	8,832	959	1,416	9,791
	三重	292	1,558	9	301	1,567
	計	1,248	18,994	1,549	2,797	20,543

運輸局	都道府県	法人等		個人 (1人1車制)	合計	
		事業者数	車両数		事業者数	車両数
近畿	滋賀	104	1,360	41	145	1,401
	京都	172	6,886	2,467	2,639	9,353
	大阪	1,045	16,669	3,928	4,973	20,597
	兵庫	669	7,862	1,246	1,915	9,108
	奈良	272	1,400	15	287	1,415
	和歌山	163	1,722	82	245	1,804
	計	2,425	35,899	7,779	10,204	43,678
中国	鳥取	55	753	0	55	753
	島根	155	1,345	0	155	1,345
	岡山	282	3,539	234	516	3,773
	広島	549	5,985	1,293	1,842	7,278
	山口	188	2,537	123	311	2,660
計	1,229	14,159	1,650	2,879	15,809	
四国	徳島	204	1,212	65	269	1,277
	香川	157	1,602	145	302	1,747
	愛媛	294	2,379	250	544	2,629
	高知	208	1,404	198	406	1,602
計	863	6,597	658	1,521	7,255	
九州	福岡	427	10,660	2,470	2,897	13,130
	佐賀	170	1,222	61	231	1,283
	長崎	136	2,966	539	675	3,505
	熊本	101	3,561	454	555	4,015
	大分	227	2,427	178	405	2,605
	宮崎	89	2,228	86	175	2,314
	鹿児島	193	3,931	396	589	4,327
計	1,343	26,995	4,184	5,527	31,179	
沖縄	257	3,852	1,383	1,640	5,235	
合計	14,319	209,566	41,900	56,219	251,466	

特別区・武三地区タクシー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和55年度	7,797,016	7,244,928	92.9	1,183,523,506	2,261,291,113	52.3
56	7,834,722	7,363,008	94.0	1,175,939,557	2,284,401,681	51.5
57	7,847,021	7,472,593	95.2	1,200,102,622	2,343,803,056	51.2
58	7,894,348	7,577,063	96.0	1,245,224,143	2,410,462,435	51.7
59	7,907,381	7,628,788	96.5	1,235,332,461	2,436,493,767	50.7
60	7,984,678	7,693,561	96.4	1,262,356,577	2,463,703,172	51.2
61	8,015,897	7,720,648	96.3	1,296,110,727	2,506,690,495	51.7
62	8,081,138	7,752,481	95.9	1,370,559,147	2,560,025,353	53.5
63	8,197,679	7,728,051	94.3	1,413,378,892	2,574,623,466	54.9
平成元年度	8,426,262	7,730,051	91.7	1,427,558,757	2,564,024,706	55.7
2	8,857,327	7,812,347	88.2	1,397,770,377	2,524,166,069	55.4
3	9,083,937	7,847,021	86.4	1,399,846,914	2,537,363,228	55.2
4	9,127,661	7,987,404	87.5	1,287,130,399	2,470,973,018	52.1
5	9,055,295	8,104,168	89.5	1,232,125,620	2,466,561,197	50.0
6	8,927,540	8,123,244	90.9	1,240,553,150	2,509,505,632	49.4
7	8,964,633	8,133,357	90.7	1,206,470,891	2,490,349,812	48.4
8	9,046,319	8,139,378	90.0	1,196,703,626	2,496,389,251	47.9
9	9,246,297	8,046,792	87.0	1,162,436,904	2,456,907,127	47.3
10	9,585,425	8,326,792	86.9	1,102,334,554	2,444,418,587	45.1
11	9,562,907	8,353,057	87.3	1,070,224,997	2,412,308,594	44.4
12	9,586,756	8,289,227	86.5	1,073,601,680	2,398,446,596	44.8
13	9,668,192	8,277,267	85.6	1,050,961,648	2,370,403,636	44.3
14	9,936,898	8,417,116	84.7	1,029,033,363	2,348,170,763	43.8
15	10,151,720	8,575,308	84.5	1,022,572,710	2,354,626,865	43.4
16	10,345,062	8,633,930	83.5	1,031,226,264	2,352,279,931	43.8
17	10,708,138	8,720,334	81.4	1,067,522,820	2,381,228,831	44.8
18	10,951,340	8,701,031	79.5	1,095,822,275	2,403,097,429	45.6
19	11,222,247	8,775,795	78.2	1,086,795,352	2,389,381,358	45.5
20	11,349,261	8,915,959	78.6	963,240,597	2,291,823,411	42.0
21	10,950,290	8,936,482	81.6	853,074,660	2,176,380,311	39.2
22	9,818,499	8,369,311	85.2	812,971,689	2,045,818,104	39.7
23	9,345,517	7,956,865	85.1	802,520,241	1,972,136,438	40.7
23/4	767,795	672,983	87.7	61,599,997	163,375,395	37.7
5	792,979	667,425	84.2	61,674,656	161,529,539	38.2
6	767,067	667,805	87.1	67,886,530	167,128,240	40.6
7	789,760	676,833	85.7	69,928,949	168,897,435	41.4
8	792,076	663,306	83.7	65,125,165	161,804,334	40.2
9	765,365	658,275	86.0	66,731,628	162,232,274	41.1
10	790,789	672,404	85.0	67,020,410	165,304,300	40.5
11	765,245	656,523	85.8	65,813,340	161,634,270	40.7
12	790,277	685,181	86.7	77,456,806	178,180,025	43.5
24/1	789,950	639,211	80.9	63,474,142	157,273,321	40.4
2	739,999	625,735	84.6	63,812,573	155,385,177	41.1
3	791,332	671,184	84.8	71,996,045	169,392,128	42.5

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。

延実在車両数=実在日数×事業用車両数

実働率=延実働車両数/延実在車両数×100

延実働車両数=実働日数×事業用車両数

実車率=実車キロ/走行キロ×100

輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)	実働車1日1車当り			1車1回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
274,899,701	410,711,082	274,359,761	312.1	37.9	37,869	4.3
270,849,936	403,253,703	295,143,850	310.3	36.8	40,085	4.3
274,421,926	409,064,680	317,431,590	313.7	36.7	42,479	4.4
281,845,422	418,203,075	332,515,973	318.1	37.2	43,885	4.4
278,659,265	410,883,605	356,599,965	319.4	36.5	46,744	4.4
283,961,103	417,335,007	365,796,509	320.2	36.9	47,546	4.4
290,378,257	426,346,475	375,122,879	324.7	37.6	48,587	4.5
297,731,874	438,025,937	395,300,010	330.2	38.4	50,990	4.6
293,177,017	431,591,946	405,845,138	333.2	37.9	52,516	4.8
282,314,465	415,364,553	419,907,041	331.7	36.5	54,321	5.1
266,400,889	392,404,349	441,798,431	323.1	34.1	56,551	5.2
264,270,081	387,679,693	445,910,050	323.4	33.7	56,825	5.3
254,163,873	368,950,019	452,092,763	309.4	31.8	56,601	5.1
255,652,169	370,176,078	442,113,343	304.4	31.5	54,554	4.8
262,646,882	379,287,432	447,245,027	308.9	32.3	55,057	4.7
258,991,511	368,429,981	471,327,446	306.2	31.8	57,950	4.7
258,949,480	366,869,849	469,161,118	306.7	31.8	57,641	4.6
255,984,010	361,814,495	464,240,900	305.3	31.8	57,693	4.5
251,991,333	354,470,676	442,266,836	293.6	30.3	53,114	4.4
248,005,034	347,820,185	430,880,885	288.8	29.7	51,584	4.3
251,116,110	350,889,906	433,310,901	289.3	30.3	52,274	4.3
248,335,480	346,787,017	425,020,816	286.4	30.0	51,348	4.2
247,264,463	346,509,071	416,434,152	279.0	29.4	49,475	4.2
247,780,917	345,361,913	414,247,268	274.6	28.9	48,307	4.1
251,113,449	348,391,811	416,921,678	272.4	29.1	48,289	4.1
259,360,608	357,687,144	431,634,517	273.1	29.7	49,497	4.1
264,927,434	365,325,242	440,306,598	276.2	30.4	50,604	4.1
260,863,751	354,730,299	445,304,907	272.3	29.4	50,742	4.2
235,502,805	312,318,115	413,103,093	257.0	26.4	46,333	4.1
214,577,810	283,796,557	367,719,550	243.5	24.0	41,148	4.0
206,021,917	272,080,128	350,798,592	244.4	24.6	41,915	4.0
202,140,408	265,876,386	346,234,599	247.9	25.4	43,514	4.0
15,450,124	20,222,222	26,458,835	242.8	23.0	39,316	4.0
15,847,341	20,876,747	26,503,161	242.0	23.8	39,710	3.9
16,997,901	22,180,233	29,215,075	250.3	25.5	43,748	4.0
17,772,644	23,347,988	30,249,686	249.5	26.3	44,693	3.9
16,830,284	22,217,834	28,155,854	243.9	25.4	42,448	3.9
16,677,441	21,824,303	28,890,039	246.5	25.3	43,888	4.0
16,801,633	22,136,642	28,883,424	245.8	25.0	42,956	4.0
16,409,356	21,619,587	28,331,371	246.2	25.0	43,154	4.0
18,980,900	25,105,469	33,552,495	260.0	27.7	48,969	4.1
16,186,577	21,507,207	27,333,432	246.0	25.3	42,761	3.9
16,126,677	21,050,684	27,509,744	248.3	25.8	43,964	4.0
18,059,530	23,787,470	31,151,483	252.4	26.9	46,413	4.0

実働車1日1車当り 走行キロ=走行キロ/延実働車両数

輸送回数=輸送回数/延実働車両数

運送収入=運送収入/延実働車両数

1車1回当り実車キロ=実車キロ/輸送回数

多摩地区タクシー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和55年度	946,615	852,230	90.0	123,397,759	236,613,057	52.2
56	952,581	869,161	91.2	127,275,991	240,217,964	53.0
57	953,745	884,237	92.7	131,931,963	242,176,747	54.5
58	960,802	901,253	93.8	137,927,265	251,870,742	54.8
59	964,216	908,156	94.2	135,656,896	250,317,348	54.2
60	976,189	926,568	94.9	140,980,535	258,658,065	54.5
61	990,542	943,318	95.2	146,536,591	267,888,519	54.7
62	1,009,307	959,405	95.1	156,069,145	282,542,200	55.2
63	1,020,020	960,813	94.2	161,442,478	289,740,104	55.7
平成元年度	1,038,149	959,145	92.4	163,439,658	291,205,586	56.1
2	1,072,868	953,894	88.9	158,509,082	283,768,815	55.9
3	1,102,252	953,190	86.5	156,226,056	279,988,017	55.8
4	1,113,442	976,732	87.7	145,657,237	267,507,741	54.4
5	1,119,698	1,005,592	89.8	142,014,694	265,333,089	53.5
6	1,120,668	1,020,081	91.0	142,657,066	268,442,111	53.1
7	1,126,768	1,026,304	91.1	138,908,197	264,396,833	52.5
8	1,128,452	1,028,144	91.1	137,632,812	263,693,062	52.2
9	1,139,558	1,024,989	89.9	133,582,273	258,333,449	51.7
10	1,174,968	1,066,007	90.7	127,790,614	252,328,764	50.6
11	1,213,042	1,100,980	90.8	125,181,896	251,324,956	49.8
12	1,215,074	1,089,014	89.6	125,469,650	251,178,426	50.0
13	1,223,165	1,088,006	89.0	122,885,940	247,841,012	49.6
14	1,276,276	1,115,354	87.4	123,469,343	250,268,325	49.3
15	1,301,238	1,139,506	87.6	123,853,912	252,848,198	49.0
16	1,312,468	1,148,611	87.5	124,350,985	254,406,730	48.9
17	1,330,723	1,147,060	86.2	126,919,347	258,744,376	49.1
18	1,332,425	1,134,530	85.1	128,042,345	259,827,490	49.3
19	1,336,803	1,120,235	83.8	124,863,955	253,126,293	49.3
20	1,330,215	1,113,895	83.7	112,746,999	232,702,800	48.5
21	1,284,871	1,108,782	86.3	102,783,907	215,768,230	47.6
22	1,223,420	1,070,652	87.5	100,334,947	210,587,758	47.6
23	1,201,246	1,041,321	86.7	98,070,069	205,598,785	47.7
23/4	98,665	87,279	88.5	7,569,217	16,169,066	46.8
5	101,990	87,693	86.0	7,716,894	16,414,364	47.0
6	98,606	86,659	87.9	8,000,707	16,904,924	47.3
7	101,730	88,756	87.2	8,602,479	17,942,475	47.9
8	101,711	87,480	86.0	8,082,753	17,003,692	47.5
9	98,430	86,020	87.4	8,051,644	16,889,832	47.7
10	101,711	88,329	86.8	8,069,454	16,998,272	47.5
11	98,430	85,755	87.1	7,810,496	16,501,825	47.3
12	101,711	89,317	87.8	9,576,442	19,585,781	48.9
24/1	101,709	84,981	83.6	8,153,752	16,989,790	48.0
2	95,041	82,028	86.3	7,706,834	16,142,039	47.7
3	101,512	87,024	85.7	8,729,397	18,056,725	48.3

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。56年11月より迎車回送制度の改定によって、迎車回送距離が実車キロの扱いとなり実車率の水準が異なっている。
 延実在車両数=実在日数×事業用車両数 実働率=延実働車両数/延実在車両数×100
 延実働車両数=実働日数×事業用車両数 実車率=実車キロ/走行キロ×100

輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)	実働車1日1車当り			1車1回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
31,066,698	43,337,695	29,053,074	277.6	36.5	34,091	4.0
31,241,291	43,589,145	30,875,572	276.4	35.9	35,523	4.1
31,258,000	43,561,157	33,275,438	273.9	35.4	37,632	4.2
31,655,302	45,444,228	35,049,753	279.5	36.2	38,890	4.2
32,540,334	45,207,033	37,374,391	275.6	35.8	41,154	4.2
34,006,232	47,115,975	38,913,561	279.2	36.7	41,998	4.1
35,646,490	49,169,361	40,449,833	284.0	37.8	42,880	4.1
37,470,424	51,547,473	43,058,991	294.5	39.1	44,881	4.2
38,021,166	52,108,895	44,761,227	301.6	39.6	46,587	4.3
37,675,107	51,419,891	46,739,050	303.6	39.3	48,730	4.3
36,035,178	49,122,911	49,093,825	297.5	37.8	51,467	4.4
35,725,413	48,446,415	49,445,068	293.7	37.5	51,873	4.4
34,604,307	46,693,550	50,447,177	273.9	35.4	51,649	4.2
35,288,373	47,256,548	50,040,461	263.9	35.1	49,762	4.0
36,143,228	48,209,600	50,580,871	263.2	35.4	49,580	3.9
35,671,662	47,348,276	52,970,190	257.6	34.8	51,613	3.9
35,885,267	47,401,612	52,530,803	256.5	34.9	51,093	3.8
35,652,123	47,078,936	52,030,427	252.0	34.8	50,762	3.8
35,265,918	46,250,257	50,010,367	236.7	33.1	46,914	3.6
34,974,066	45,854,638	49,086,576	228.3	31.8	44,584	3.6
35,622,324	46,519,138	49,372,324	230.6	32.7	45,337	3.5
35,361,979	46,245,100	48,522,201	227.8	32.5	44,597	3.5
35,930,381	47,212,788	48,743,189	224.4	32.2	43,702	3.4
36,115,328	47,789,889	48,985,279	221.9	31.7	42,988	3.4
36,471,124	48,211,932	49,080,382	221.5	31.8	42,730	3.4
37,287,492	49,312,077	50,069,857	225.6	32.5	43,651	3.4
37,471,613	49,133,727	50,395,953	229.0	33.0	44,420	3.4
36,525,637	47,618,200	50,108,249	226.0	32.6	44,730	3.4
33,279,762	42,946,529	47,173,933	208.9	29.9	42,350	3.4
30,780,737	39,750,149	43,246,614	194.6	27.8	39,004	3.3
30,137,001	38,846,535	42,187,813	196.7	28.1	39,404	3.3
29,468,325	38,008,209	41,226,569	197.4	28.3	39,591	3.3
2,250,163	2,892,873	3,186,319	185.3	25.8	36,507	3.4
2,348,648	3,039,309	3,239,767	187.2	26.8	36,944	3.3
2,407,729	3,077,190	3,357,757	195.1	27.8	38,747	3.3
2,599,654	3,353,664	3,618,046	202.2	29.3	40,764	3.3
2,494,957	3,271,584	3,399,171	194.4	28.5	38,857	3.2
2,416,987	3,126,055	3,385,925	196.3	28.1	39,362	3.3
2,416,875	3,119,329	3,397,945	192.4	27.4	38,469	3.3
2,330,768	3,002,464	3,280,179	192.4	27.2	38,251	3.4
2,794,476	3,600,379	4,027,461	219.3	31.3	45,092	3.4
2,457,036	3,190,624	3,419,057	199.9	29.0	40,233	3.3
2,324,286	2,951,275	3,237,400	196.8	28.3	39,467	3.3
2,626,746	3,383,463	3,677,542	207.5	30.2	42,259	3.3

実働車1日1車当り 走行キロ=走行キロ/延実働車両数

輸送回数=輸送回数/延実働車両数

運送収入=運送収入/延実働車両数

1車1回当り実車キロ=実車キロ/輸送回数

特別区・武三地区ハイヤー輸送実績

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)	
昭和55年度	1,980,344	1,570,815	79.3	177,515,961	283,461,520	62.6
56	1,980,146	1,580,138	79.8	267,439,055	278,829,412	95.9
57	1,973,027	1,583,563	80.3	260,862,805	270,204,129	96.5
58	1,953,643	1,565,709	80.1	256,170,019	265,265,242	96.6
59	1,914,003	1,556,737	81.3	256,790,677	265,235,100	96.8
60	1,899,722	1,561,137	82.2	257,114,687	265,326,174	96.9
61	1,934,443	1,589,001	82.1	250,773,424	261,773,607	95.8
62	1,944,704	1,591,544	81.8	261,084,351	273,008,742	95.6
63	1,983,310	1,623,419	81.9	269,990,935	281,880,164	95.8
平成元年度	2,067,226	1,658,212	80.2	286,974,143	298,852,756	96.0
2	2,200,489	1,715,770	78.0	288,022,310	300,108,382	96.0
3	2,323,225	1,760,088	75.8	280,790,403	293,854,403	95.6
4	2,323,764	1,725,728	74.3	244,831,954	257,331,845	95.1
5	2,259,159	1,626,445	72.0	218,760,495	229,794,219	95.2
6	2,059,797	1,470,061	71.4	207,240,045	213,506,796	97.1
7	2,002,145	1,409,261	70.4	209,518,718	215,389,484	97.3
8	1,966,869	1,378,487	70.1	130,976,867	203,854,904	64.3
9	1,930,859	1,345,862	69.7	127,393,440	197,985,958	64.3
10	1,807,936	1,266,152	70.0	113,389,692	177,012,576	64.1
11	1,684,385	1,156,084	68.6	102,263,303	165,084,948	61.9
12	1,602,740	1,087,568	67.9	97,881,220	157,065,552	62.3
13	1,535,249	1,050,009	68.4	93,129,888	147,281,511	63.2
14	1,442,591	977,150	67.7	89,256,638	140,263,897	63.6
15	1,396,030	932,726	66.8	85,767,544	134,115,815	64.0
16	1,390,531	920,801	66.2	85,382,009	133,569,514	63.9
17	1,392,699	919,312	66.0	86,223,061	135,209,983	63.8
18	1,408,455	935,732	66.4	88,002,877	138,727,214	63.4
19	1,424,074	939,742	66.0	89,290,385	141,197,290	63.2
20	1,405,360	918,879	65.4	82,530,569	131,085,488	63.0
21	1,322,851	829,279	62.7	71,430,343	113,220,185	63.1
22	1,283,375	788,680	61.5	69,040,591	107,100,159	64.5
23	1,245,570	735,840	59.0	67,041,967	102,424,830	65.4
23/4	104,272	62,317	59.8	5,959,046	8,932,776	66.7
5	107,663	60,377	56.1	5,472,316	8,284,448	66.1
6	103,635	64,898	62.6	5,937,753	8,965,961	66.2
7	106,133	62,767	59.1	5,715,178	8,689,194	65.8
8	106,049	60,197	56.8	5,102,133	7,750,209	65.8
9	99,931	59,863	59.9	5,545,051	8,410,202	65.9
10	105,481	63,074	59.8	5,982,018	9,097,598	65.8
11	101,460	62,206	61.3	5,729,821	8,781,221	65.3
12	104,619	61,434	58.7	5,683,750	9,097,592	62.5
24/1	104,186	58,156	55.8	5,165,783	7,867,064	65.7
2	97,731	58,048	59.4	5,134,625	7,864,270	65.3
3	104,410	62,503	59.9	5,614,493	8,684,295	64.7

(注)平成元年度以降の運送収入は、消費税込みである。昭和56年度から平成7年度までは「実車キロ＝出庫から帰庫までの区間」となっているため実車率の水準が異なる。
延実在車両数＝実在日数×事業用車両数 実働率＝延実働車両数／延実在車両数×100
延実働車両数＝実働日数×事業用車両数 実車率＝実車キロ／走行キロ×100

輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)	実働車1日1車当り			1車1回 当り実車 キロ (キロメートル)
			走行キロ (キロメートル)	輸送回数 (回)	運送収入 (円)	
5,633,335	11,063,503	66,178,904	180.5	3.6	42,130	31.5
5,325,643	10,093,673	71,127,612	176.5	3.4	45,014	50.2
5,043,005	9,626,563	71,895,970	170.6	3.2	45,401	51.7
4,903,044	9,367,945	72,336,312	169.4	3.1	46,200	52.2
4,794,802	9,058,628	76,014,039	170.4	3.1	48,829	53.6
4,663,270	8,907,630	79,596,932	170.0	3.0	50,987	55.1
4,582,087	8,677,756	80,803,111	164.7	2.9	50,852	54.7
4,638,309	8,832,535	86,317,025	171.5	2.9	54,235	56.3
4,596,125	8,665,047	96,648,033	173.6	2.8	59,534	58.7
4,713,156	8,850,967	110,845,807	180.2	2.8	66,847	60.9
4,642,470	8,262,218	123,026,349	174.9	2.7	71,703	62.0
4,510,993	7,816,372	129,240,559	167.0	2.6	73,428	62.2
3,937,846	6,834,051	116,418,937	149.1	2.3	67,461	62.2
3,499,795	6,068,621	103,152,217	141.3	2.2	63,422	62.5
3,219,936	5,593,893	96,061,556	145.2	2.2	65,345	64.4
3,169,824	5,507,705	95,631,255	152.8	2.2	67,859	66.1
2,992,900	5,257,358	89,989,786	147.9	2.2	65,282	43.8
2,884,103	5,266,334	88,097,173	147.1	2.1	65,458	44.2
2,616,547	4,823,018	77,768,866	139.8	2.1	61,421	43.3
2,467,874	4,573,047	70,505,009	142.8	2.1	60,986	41.4
2,330,040	3,891,848	61,179,661	144.4	2.1	56,254	42.0
2,212,964	3,460,684	54,859,046	140.3	2.1	52,246	42.1
2,126,274	3,260,429	50,389,184	143.5	2.2	51,568	42.0
2,018,464	3,188,206	47,526,372	143.8	2.2	50,954	42.5
1,980,999	3,175,354	47,552,634	145.1	2.2	51,643	43.1
1,990,391	3,218,015	47,627,561	147.1	2.2	51,808	43.3
2,031,837	3,268,619	48,656,317	148.3	2.2	51,998	43.3
2,047,556	3,234,024	49,432,991	150.3	2.2	52,603	43.6
1,879,029	2,883,084	45,890,121	142.7	2.0	49,941	43.9
1,678,834	2,543,122	38,804,554	136.5	2.0	46,793	42.5
1,596,922	2,476,849	36,926,175	135.8	2.0	46,820	43.2
1,567,436	2,454,005	35,329,168	139.2	2.1	48,012	42.8
126,839	191,551	3,013,529	143.3	2.0	48,358	47.0
125,937	192,869	2,833,713	137.2	2.1	46,934	43.5
136,600	210,700	3,148,441	138.2	2.1	48,514	43.5
130,265	201,272	2,917,776	138.4	2.1	46,486	43.9
122,698	189,493	2,649,915	128.7	2.0	44,021	41.6
126,899	199,069	2,868,559	140.5	2.1	47,919	43.7
138,563	208,262	3,104,507	144.2	2.2	49,220	43.2
135,312	220,457	3,093,322	141.2	2.2	49,727	42.3
133,267	221,769	3,007,475	148.1	2.2	48,955	42.6
126,779	201,310	2,797,054	135.3	2.2	48,096	40.7
127,781	200,657	2,801,303	135.5	2.2	48,258	40.2
136,496	216,596	3,093,574	138.9	2.2	49,495	41.1

実働車1日1車当り 走行キロ=走行キロ/延実働車両数

輸送回数=輸送回数/延実働車両数

運送収入=運送収入/延実働車両数

1車1回当り実車キロ=実車キロ/輸送回数

交通機関別輸送人員の推移(東京都区部)

年度	機関別 輸送人員	J R			私 鉄			地 下 鉄		
		年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数	年 間 (千人)	1日平均 (千人)	指 数
昭和50年度		2,787,949	7,638	100	2,277,314	6,239	100	1,749,339	4,793	100
平成元年度		3,119,219	8,546	112	2,789,589	7,643	123	2,596,183	7,113	148
5		3,444,239	9,436	124	2,915,902	7,989	128	2,688,536	7,366	154
8		3,593,897	9,846	129	2,890,456	7,919	127	2,541,022	6,962	145
9		3,531,238	9,674	127	2,857,790	7,830	126	2,529,228	6,929	145
10		3,494,525	9,574	125	2,828,966	7,751	124	2,545,472	6,974	145
11		3,493,059	9,570	125	2,818,409	7,722	124	2,495,116	6,836	143
12		3,476,238	9,524	125	2,831,498	7,758	124	2,602,309	7,130	149
13		3,473,641	9,517	125	2,728,691	7,476	120	2,632,181	7,211	150
14		3,493,188	9,570	125	2,622,488	7,185	115	2,645,816	7,249	151
15		3,532,761	9,679	128	2,622,218	7,184	115	2,788,510	7,640	159
16		3,528,740	9,668	127	2,660,057	7,288	118	2,782,001	7,622	159
17		3,563,073	9,762	128	3,033,276	8,310	133	2,839,352	7,779	162
18		3,621,098	9,921	130	2,723,699	7,462	120	2,916,517	7,990	167
19		3,739,726	10,246	134	2,764,929	7,575	121	3,074,653	8,424	176
20		3,732,030	10,224	134	2,512,460	6,883	110	3,137,594	8,596	179

全国の交通機関別輸送人員の推移

(鉄道旅客輸送人員)

年 度	輸 送 人 員		
	合 計	J R	
		計	普通
昭和50年度	17,587,925	7,048,013	2,557,703
平成元年度	21,210,767	7,979,882	2,881,871
5	22,759,159	8,906,301	3,263,496
8	22,593,304	8,997,037	3,315,960
9	22,197,784	8,858,609	3,269,585
10	22,013,767	8,764,495	3,254,025
11	21,750,275	8,717,512	3,262,074
12	21,646,751	8,670,971	3,259,053
13	21,720,088	8,650,246	3,279,002
14	21,561,067	8,585,455	3,266,800
15	21,757,564	8,641,879	3,308,540
16	21,686,454	8,618,243	3,284,987
17	21,963,020	8,683,062	3,330,585
18	22,243,453	8,778,178	3,372,278
19	22,840,798	8,988,040	3,483,820
20	22,976,083	8,984,435	3,470,749
21	22,724,431	8,840,672	3,367,903

(注)1. 定期とは、通勤通学定期乗車券で一定区間を往復する旅客をいう。 2. 普通とは、定期以外の旅客をいう。

(自動車旅客輸送人員)

年 度	合 計	バ ス		
		計	営 業 用	
			小 計	乗 合
昭和50年度	28,411,450	10,730,770	9,293,477	9,118,868
平成元年度	42,171,830	8,571,890	6,798,444	6,552,089
5	44,273,368	8,224,853	6,443,499	6,195,844
8	45,248,223	7,492,001	5,847,452	5,599,617
9	45,862,005	7,350,681	5,647,232	5,399,848
10	45,500,888	7,047,203	5,419,377	5,171,516
11	45,315,828	6,864,127	5,188,744	4,937,130
12	45,573,337	6,635,255	5,057,754	4,803,040
13	46,517,317	6,489,964	4,893,968	4,633,010
14	46,791,792	6,286,093	4,775,021	4,502,726
15	46,434,422	6,191,302	4,726,234	4,447,859
16	45,797,768	5,995,303	4,626,048	4,335,453
17	45,464,149	5,888,754	4,545,417	4,243,854
18	44,688,271	5,909,240	4,537,685	4,241,284
19	44,725,589	5,963,212	4,560,146	4,264,106
20	43,978,925	5,929,557	4,607,180	4,303,817
21	43,406,579	5,733,474	4,476,304	4,177,722

(注)軽自動車による輸送は含まない。

年度	機関別 輸送人員	路面電車			バス			ハイヤー・タクシー		
		年間 (千人)	1日平均 (千人)	指数	年間 (千人)	1日平均 (千人)	指数	年間 (千人)	1日平均 (千人)	指数
昭和50年度		49,418	135	100	901,413	2,470	100	504,261	1,382	100
平成元年度		43,388	119	88	673,032	1,844	75	584,156	1,600	115
5		43,025	118	87	667,168	1,828	74	485,032	1,329	96
8		39,927	109	81	633,051	1,734	70	475,586	1,303	94
9		40,198	110	81	604,801	1,657	67	469,233	1,286	93
10		39,662	109	81	608,740	1,668	68	462,091	1,266	92
11		39,108	107	79	528,423	1,444	58	460,663	1,262	91
12		38,950	107	79	595,674	1,632	66	463,750	1,271	92
13		39,020	107	79	557,613	1,528	62	458,204	1,255	91
14		39,850	109	81	549,972	1,507	61	457,572	1,254	91
15		39,717	109	80	545,110	1,493	60	459,212	1,258	91
16		39,429	108	80	537,869	1,474	60	460,813	1,263	91
17		39,560	108	80	526,872	1,443	58	472,783	1,295	94
18		39,349	108	80	529,765	1,451	59	479,864	1,315	95
19		39,541	108	80	532,765	1,460	59	472,321	1,294	94
20		39,690	109	81	709,709	1,944	79	397,194	1,088	79

資料：都市交通年報

(単位：千人)

輸送人員			
J R	私鉄		
定期	計	普通	定期
4,490,310	10,539,912	3,848,812	6,691,100
5,098,011	13,230,885	4,967,102	8,263,783
5,642,805	13,852,858	5,364,159	8,488,699
5,681,077	13,596,267	5,444,921	8,151,346
5,589,024	13,339,175	5,345,729	7,993,446
5,510,470	13,249,272	5,379,118	7,870,154
5,455,438	13,032,763	5,403,827	7,628,935
5,411,918	12,975,780	5,453,292	7,522,489
5,371,244	13,069,842	5,615,558	7,454,281
5,318,655	12,975,612	5,626,863	7,348,751
5,333,339	13,115,685	5,783,894	7,331,789
5,333,256	13,068,211	5,738,999	7,329,212
5,352,477	13,279,958	5,893,777	7,386,181
5,405,900	13,465,275	5,988,221	7,477,054
5,504,220	13,852,757	6,201,171	7,651,586
5,513,686	13,991,648	6,279,568	7,712,080
5,472,769	13,883,759	6,218,769	7,664,990

資料：交通経済統計要覧

(単位：千人)

バス		乗用車		
営業用 貸切	自家用	計	営業用	自家用
174,609	1,437,293	17,680,680	3,220,221	14,460,459
246,355	1,773,446	33,599,940	3,300,500	30,299,440
247,655	1,781,354	36,048,515	2,921,600	33,126,915
247,835	1,644,549	37,756,222	2,684,353	35,071,869
247,384	1,703,449	38,511,324	2,641,960	35,869,364
247,861	1,627,826	38,453,685	2,514,790	35,938,895
251,614	1,675,383	38,451,701	2,465,979	35,985,722
254,714	1,577,501	38,938,082	2,433,069	36,505,013
260,958	1,595,996	40,027,353	2,343,721	37,683,632
272,295	1,511,072	40,505,699	2,366,320	38,139,379
278,375	1,465,068	40,243,120	2,351,547	37,891,573
290,595	1,369,255	39,802,465	2,243,855	37,558,610
301,563	1,343,337	39,575,395	2,217,361	37,358,034
296,401	1,371,555	38,779,031	2,208,933	36,570,098
296,040	1,403,066	38,762,377	2,137,352	36,625,025
303,363	1,322,377	38,049,368	2,024,813	36,024,555
298,582	1,257,170	37,673,105	1,948,325	35,724,780

資料：交通経済統計要覧

タクシー運転者(男性)と全産業男性労働者の 労働時間・賃金比較(平成23年)

県名	月間労働時間			給与	
	タクシー 運転者①	全産業男性 労働者②	格差 ①-②	タクシー運転者 年間推計額③	全産業男性労働者 年間推計額④
北海道	182	184	-2	2,050,100	4,476,700
青森	198	183	15	2,428,800	3,776,500
岩手	213	184	29	2,517,200	3,953,700
宮城	199	181	18	2,961,800	4,844,500
秋田	176	180	-4	1,957,800	3,857,500
山形	224	181	43	2,334,500	3,976,600
福島	191	184	7	2,230,700	4,602,200
茨城	166	184	-18	2,904,000	5,390,500
栃木	191	183	8	2,791,100	5,095,500
群馬	204	184	20	2,152,100	4,871,300
埼玉	183	186	-3	2,897,000	5,040,000
千葉	177	183	-6	2,619,800	5,145,500
東京	193	176	17	3,787,600	6,520,800
神奈川	188	181	7	3,204,800	5,814,800
山梨	175	184	-9	2,450,800	4,986,100
新潟	196	183	13	2,424,900	4,406,100
富山	186	184	2	2,631,300	4,785,100
石川	197	184	13	2,234,100	4,654,100
長野	199	182	17	2,365,100	4,825,300
福井	191	184	7	2,429,000	4,809,900
岐阜	207	184	23	2,576,800	4,783,300
静岡	195	181	14	2,878,800	5,007,800
愛知	211	184	27	3,288,000	5,607,400
三重	188	182	6	2,630,300	5,329,700
滋賀	201	185	16	2,590,100	5,281,000
京都	232	185	47	2,963,600	5,516,000
大阪	207	180	27	2,972,700	5,606,400
兵庫	222	183	39	3,146,800	5,357,500
奈良	194	184	10	2,526,600	5,109,800
和歌山	187	188	-1	1,891,900	4,790,900
鳥取	181	179	2	2,041,000	4,137,400
島根	199	183	16	2,180,100	4,252,300
岡山	183	181	2	2,577,500	4,847,400
広島	183	187	-4	2,678,100	5,064,400
山口	202	186	16	2,704,900	4,791,800
徳島	228	181	47	2,133,800	4,811,100
香川	191	184	7	2,241,300	4,897,400
愛媛	197	184	13	2,539,100	4,508,500
高知	186	183	3	1,695,600	4,382,200
福岡	192	186	6	2,413,700	4,871,900
佐賀	197	184	13	1,973,500	4,192,800
長崎	207	187	20	2,144,200	4,354,300
熊本	179	185	-6	2,025,200	4,424,000
大分	226	180	46	2,132,500	4,293,300
宮崎	176	183	-7	2,282,400	4,129,500
鹿児島	201	183	18	2,306,500	4,297,200
沖縄	161	182	-21	1,680,800	3,619,000
全国	193	182	11	2,911,900	5,267,600
対前年 増減	-8 -3.98%	1 0.55%	-9 45.00%	129,400 4.65%	37,400 0.72%

[賃金 単位：円]

給 与		
格差④－③	対前年増減	平成 22 年格差
2,426,600	-17,200	2,443,800
1,347,700	-375,300	1,723,000
1,436,500	-633,800	2,070,300
1,882,700	-704,200	2,586,900
1,899,700	-241,300	2,141,000
1,642,100	48,200	1,593,900
2,371,500	379,100	1,992,400
2,486,500	-538,700	3,025,200
2,304,400	-28,500	2,332,900
2,719,200	268,300	2,450,900
2,143,000	352,100	1,790,900
2,525,700	-42,400	2,568,100
2,733,200	-128,100	2,861,300
2,610,000	338,900	2,271,100
2,535,300	458,100	2,077,200
1,981,200	-43,600	2,024,800
2,153,800	77,600	2,076,200
2,420,000	31,300	2,388,700
2,460,200	493,100	1,967,100
2,380,900	109,400	2,271,500
2,206,500	504,300	1,702,200
2,129,000	-545,300	2,674,300
2,319,400	-665,700	2,985,100
2,699,400	162,800	2,536,600
2,690,900	179,800	2,511,100
2,552,400	-88,800	2,641,200
2,633,700	-214,700	2,848,400
2,210,700	-390,500	2,601,200
2,583,200	32,900	2,550,300
2,899,000	564,700	2,334,300
2,096,400	117,000	1,979,400
2,072,200	258,300	1,813,900
2,269,900	303,000	1,966,900
2,386,300	584,900	1,801,400
2,086,900	-416,400	2,503,300
2,677,300	-507,700	3,185,000
2,656,100	516,400	2,139,700
1,969,400	-421,000	2,390,400
2,686,600	738,600	1,948,000
2,458,200	95,600	2,362,600
2,219,300	111,700	2,107,600
2,210,100	220,600	1,989,500
2,398,800	96,700	2,302,100
2,160,800	48,300	2,112,500
1,847,100	-333,600	2,180,700
1,990,700	-301,600	2,292,300
1,938,200	169,300	1,768,900
2,355,700	-135,000	2,490,700
-92,000		
-3.76%		

資料：厚生労働省・賃金構造統計調査

自動車関係諸税

種類	課税物件	税率	税収の用途
国 税	揮発油税	揮発油 1キロリットル 48,600円*(本則24,300円)	形式的には、国の一般財源であるが、道路整備緊急措置法に基づき全額国の道路特定財源とされている。 *暫定税率
	地方揮発油税	揮発油 1キロリットル 5,200円*(本則4,400円)	都道府県及び市町村の道路財源として全額譲与 *暫定税率
	石油ガス税	自動車用石油ガス 1キログラム 17.50円(概ね1ℓにつき9.80円)	1/2は国の都道特定財源、1/2は都道府県及び指定市の道路整備財源として譲与
	石油石炭税	輸入液化石油ガス及び液化天然ガス、原油及び石油製品、ガス状炭化水素(石油ガス：LPG及び天然ガス：LNG)並びに石炭 1トン 1,080円 現行 1,340円 平成24年10月1日(24%増) 1,600円 平成26年4月1日(48%増) 1,860円 平成28年4月1日(72%増)	平成19.4.1より本則税率となったが「地球温暖化対策のための課税の特例」により税率が段階的に上乘せされる。
	消費税	普通乗用自動車 販売価格の5% (平成9年4月1日より税率変更)	国の一般財源
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス等 乗用車 車両重量 (自家用) (営業用) (本則) { 0.5t以下 年額5,000円 2,700円 2,500円 { 0.5tをこえる ~0.5tごとに 年額5,000円 2,700円 2,500円	2/3は国の一般財源 1/3は市町村の道路特定財源として譲与

〈国税〉

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーのうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除。

種類	課税物件	税率	税収の用途																																			
地方税	軽油引取税	軽油 1キロリットル 32,100円*(本則15,000円) (営業用バス、トラックについては一部を運輸事) (業振興助成交付金として事業者団体に交付)	都道府県の道路特定財源 (ただし、一部は指定市に 対し道路財源として交付) *暫定税率																																			
	自動車取得税	乗用車、 トラック、 バス等 (自家用) 取得価格の5%*(本則3%) (営業用及び軽自動車) 〃 3% ただし、取得価格の50万円以下免除	地方公共団体の道路特定 財源 (7割市町村、3割都道府県) *暫定税率																																			
	自動車税(年額)	乗用車 (1)普通乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気量(cc)</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000超~2,500以下</td> <td>45,000円</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>2,500〃~3,000〃</td> <td>51,000円</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>3,000〃~3,500〃</td> <td>58,000円</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>3,500〃~4,000〃</td> <td>66,500円</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4,000〃~4,500〃</td> <td>76,500円</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>4,500〃~6,000〃</td> <td>88,000円</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>6,000超</td> <td>111,000円</td> <td>40,700円</td> </tr> </tbody> </table> (2)小型乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気量(cc)</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~1,000以下</td> <td>29,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>1,001超~1,500〃</td> <td>34,500円</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>1,501〃~2,000〃</td> <td>39,500円</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table>	排気量(cc)	自家用	営業用	2,000超~2,500以下	45,000円	13,800円	2,500〃~3,000〃	51,000円	15,700円	3,000〃~3,500〃	58,000円	17,900円	3,500〃~4,000〃	66,500円	20,500円	4,000〃~4,500〃	76,500円	23,600円	4,500〃~6,000〃	88,000円	27,200円	6,000超	111,000円	40,700円	排気量(cc)	自家用	営業用	~1,000以下	29,500円	7,500円	1,001超~1,500〃	34,500円	8,500円	1,501〃~2,000〃	39,500円	9,500円
排気量(cc)	自家用	営業用																																				
2,000超~2,500以下	45,000円	13,800円																																				
2,500〃~3,000〃	51,000円	15,700円																																				
3,000〃~3,500〃	58,000円	17,900円																																				
3,500〃~4,000〃	66,500円	20,500円																																				
4,000〃~4,500〃	76,500円	23,600円																																				
4,500〃~6,000〃	88,000円	27,200円																																				
6,000超	111,000円	40,700円																																				
排気量(cc)	自家用	営業用																																				
~1,000以下	29,500円	7,500円																																				
1,001超~1,500〃	34,500円	8,500円																																				
1,501〃~2,000〃	39,500円	9,500円																																				

〈地方税〉

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシー(新車に限ります。)に係る自動車取得税について、当該取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、取得価額から100万円を控除。

〈消費課税〉

◎車体課税

1 当分の間税率の一部廃止・軽減(自動車重量税)

- 自動車重量税の当分の間税率による上乗せ分の額(約3,000億円)の半分に相当する1,500億円規模の負担軽減を実施。
 - ・ 2015年度燃費基準達成車→当分の間税率を廃止
 - ・ 2015年度燃費基準未達成車→当分の間税率を900円／0.5t・年(自家用乗用車)軽減
- ※ただし、13年超の経年車の上乗せ分は現行水準(年間2,500円／0.5t)を維持。

2 エコカー減税の延長・拡充(自動車取得税・自動車重量税)

- 2015年度燃費基準達成車を対象として、3年間延長。
- 次世代自動車並の燃費を持つガソリン車は免税対象に追加。
- 次世代自動車及び2015年度燃費基準+20%超過達成車については、2回目の車検時支払い分の自動車重量税についても50%軽減。

【乗用車・軽自動車】	自動車取得税	自動車重量税	
	取得時	車検1回目(～3年)	車検2回目(～5年)
	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	
次世代自動車(※1)	免税	免税	▲50%軽減
平成27(2015)年度燃費基準 +20%			
平成27(2015)年度燃費基準 +10%	▲75%軽減	▲75%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準 達成	▲50%軽減	▲50%軽減	

- ※1 次世代自動車
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(平成21年排ガス規制適合)、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制10%低減)、ハイブリッド自動車(2015年度燃費基準+20%超過達成 かつ ☆☆☆☆)
- ※2 平成17年排ガス規制75%低減

3 自動車税のグリーン化の延長(自動車税)

- 2015年度燃費基準達成車を対象として、2年間延長。
- 軽減率を25%及び50%と段階的に設定し、インセンティブ効果を期待。
- 経年車への重課は維持。(新車新規登録から11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車・LPG車に対して、10%重課)

対象車	軽減率
	排ガス規制 ☆☆☆☆(※)
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制10%低減)	50%軽減
平成27(2015)年度燃費基準 +20%超過達成	
平成27(2015)年度燃費基準 +10%超過達成	
平成27(2015)年度燃費基準 達成	25%軽減

※平成17年排ガス規制75%低減

東京のタクシー運賃料金の変遷

年月日	申 請		増収率	
	運賃	制度等		
	初乗	加算		
27.10.30				
37. 2.20	(56.25) 1.6km-90円	初乗対比 10:8.3 (46.51) 430m-20円	車種区分 長4m・幅1.5m 1,000cc 待 2分-20円(H・600円)	25.0%
41. 3.18	(70.00) 2km-140円	初乗対比 10:7.1 (50.00) 400m-20円	車種区分 定員6名 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 3分-20円(H・400円)	35.7%
46. 2.19	(100.00) 2km-200円	初乗対比 10:10 (100.00) 300m-30円	車種区分 車両法小型車 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 1分30秒-30円(H・1,200円)	83.7%
48.12. 8	(133.33) 1.8km-240円	初乗対比 10:10 (133.33) 300m-40円	車種区分 長4.1m・幅1.5m 深夜早朝 22~5時 3割増 時間併用 1分48秒-40円(H・1,333円)	77.3% (追加申請) (49.7.31)
48.12.26		メーター表示額の 64.7%増	車種区分 長4.1m・幅1.5m	64.7%
49. 7.31	(144.44) 1.8km-260円	初乗対比 10:9 (129.87) 385m-50円	車種区分 長4.2m 深夜早朝 22~5時 基本2割増 時間併用 2分-50円(H・1,500円)	77.3%
51. 9.29	(175.00) 2km-350円	初乗対比 10:8.9 (155.84) 385m-60円	車種区分 長4.2m・幅1.6m 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 2分19秒-60円(H・1,552円)	26.5%
54. 1.24 }	(190.00) 2km-380円 }	初乗対比 10:9.2~9.3 (175.00) 400m-70円 }	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 2分30秒-70円(H・1,680円) }	16.4% }
54. 2. 1 (個別申請)	(200.00) 2km-400円	(186.67) 357m-70円	2分15秒-70円(H・1,867円)	24.3%
55.10. 2 }	(220.00) 2km-440円 }	初乗対比 10:9.0~9.4 (197.53) 405m-80円 }	車種区分 長4.6m・幅1.6m 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 2分26秒-80円(H・1,973円) }	16.0% }
55.10.17 (個別申請)	(230.00) 2km-460円	(216.22) 370m-80円	2分13秒-80円(H・2,165円)	25.9%

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
27.11.16	(40.00) 2km-80円	初乗対比 10:10 (40.00) 500m-20円	待 5分-20円(H・240円)	
38.12.25 (39.1.1)	(50.00) 2km-100円	初乗対比 10:8.9 (44.44) 450m-20円	車種区分 定員6名・幅1.5m 待 4分-20円(H・300円)	15.0%
45.1.9 (45.3.1~15)	(65.00) 2km-130円	初乗対比 10:6.9 (44.94) 445m-20円	車種区分 定員6名 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 3分-20円(H・400円)	22.5%
47.1.26 (47.2.5)	(85.00) 2km-170円	初乗対比 10:8.1 (68.97) 435m-30円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分30秒-30円(H・720円)	43.7%
—	—	—	—	—
49.1.22 (49.1.29)	(110.00) 2km-220円	初乗対比 10:8.1 (88.97) メーター表示額の1.29倍		29.0%
49.9.28 (49.11.1)	(140.00) 2km-280円	初乗対比 10:8.7 (121.95) 410m-50円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分25秒-50円(H・1,240円)	33.9%
52.4.26 (52.5.6)	(165.00) 2km-330円	初乗対比 10:9 (148.15) 405m-60円	車種区分 長4.3m・幅1.6m 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分30秒-60円(H・1,440円)	20.1%
54.8.24 (54.9.1)	(190.00) 2km-380円	初乗対比 10:8.9 (168.67) 415m-70円	車種区分 長4.6m・幅1.6m 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分30秒-70円(H・1,680円)	14.3%
56.8.25 (56.9.2)	(215.00) 2km-430円	初乗対比 10:9.2 (197.53) 405m-80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分30秒-80円(H・1,920円)	15.7%

申 請				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
58. 9. 10 }	(240.00) 2km—480円	初乗対比10:9.1~9.3 (219.51) 410m—90円	車種区分 長4.6m以上 定員6名以下 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 2分20秒—90円(H・2,160円)	42.0% }
58. 10. 18 (個別申請)	(255.00) 2km—510円	(236.84) 380m—90円	2分15秒—90円(H・2,400円)	20.8%
平成元. 2. 13 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
元. 2. 15	2km—470円	370m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 2割増 時間併用 2分15秒—80円	
2. 3. 12 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
2. 3. 27	(260.00) 2km—520円	初乗対比10:8.9~9.0 (231.88) 345m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22~5時 3割増 時間併用 2分5秒—80円(H・2,304円)	11.0% }
	(270.00) 2km—540円	(242.42) 330m—80円	2分0秒—80円(H・2,400円)	16.9%
3. 12. 10 }	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。			
3. 12. 18	(310.00) 2km—620円	初乗対比10:8.4~8.8 (260.87) 345m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22~5時 3割増 時間併用 2分00秒—90円(H・2,700円)	17.0% }
	(315.00) 2km—630円	(276.92) 325m—90円	1分55秒—90円(H・2,817円) 無線車待料金 0分50秒—90円(H・6,480円) 0分45秒—90円(H・7,200円)	22.9%
6. 3. 28 }	(350.00) 2km—700円	初乗対比10:8.7~8.8 (304.05) 296m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 22~5時 3割増 時間併用 2分05秒—90円(H・2,592円)	11.5% }
6. 6. 7	(370.00) 2km—740円	(324.91) 277m—90円	1分40秒—90円(H・3,240円) 無線車待料金 1分10秒—90円(H・4,629円) 0分55秒—90円(H・5,891円) 時間指定予約料金 一般予約 1回 700~ 900円 早朝予約 1回 1,000~ 1,200円 ワゴン配車サービス料金 1回 300~ 400円 遠距離割引 1万円超0.5割~1.5割 快速割引 時速30km超~35km超 0.3割引~0.5割引	23.7%

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
59. 2. 10 (59. 2. 18)	(235.00) 2km—470円	初乗対比 10:9.2 (216.22) 370m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 2割増 時間併用 2分15秒—80円(H・2,133))	9.5%
平成元.3.17 (元. 4. 1)	申請どおり			
2. 5. 18 (2. 5. 26)	下記により算出される運賃及び料金に103パーセントを乗じ、四捨五入により10円単位に端数処理した額とする。 (260.00) 2km—520円	初乗対比 10:8.7 (233.35) 355m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 2分10秒—80円(H・2,215円)	9.6%
4. 4. 25 (4. 5. 26)	(300.00) 2km—600円	初乗対比 10:8.6 (259.37) 347m—90円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 2分 5秒—90円(H・2,592円) 無線車待料金 1分10秒—90円(H・4,629円)	12.3%
7. 2. 21 (7. 3. 18)	(325.00) 2km—650円	初乗対比 10:8.8 (285.71) 280m—80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23～5時 3割増 時間併用 1分40秒—80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分55秒—80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	9.4%

申 請				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
9. 2. 3 } 9. 3. 3	(325.00) 2km-650円	初乗対比 10:8.8 (285.71) 280m-80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 3割増 時間併用 1分40秒-80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒-80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
9. 2.24 } 9. 3.14	1km-340円	①2km未満 250m-80円 初乗対比 10:8.6 (291.97) ②2km以降 274m-80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 3割増 時間併用 ①2km未満 1分29秒-80円 ②2km以降 1分38秒-80円(H・2,939円) 無線車待料金 0分49秒-80円(H・5,878円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
18. 8.31 } (18.11.30)	2km-750 ~810円	238~276m-90円	車種区分 排気量2リットル以下(普通車) 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 1分30秒~1分40秒-90円 遠距離割引 9千円超 1割引	7.2 } 28.6%

(注)1.認可年月日中の()内は実施日を示す。 2.運賃の()内は走行キロ当りを示す。

【ゾーン運賃・料金(平成14年2月1日より自動認可運賃)】

課税事業者(普通車/特別区・武三)

	距 離 制 運 賃				時 間 距 離 併 用 制 運 賃	
	初 乗 運 賃		加 算 運 賃			
A 運賃(上限運賃)	2 km	710円	288m	90円	1分 45秒	90円
B 運賃	〃	700円	292m	〃	1分 45秒	〃
C 運賃	〃	690円	296m	〃	1分 50秒	〃
D 運賃	〃	680円	301m	〃	1分 50秒	〃
E 運賃	〃	670円	305m	〃	1分 50秒	〃
F 運賃	〃	660円	310m	〃	1分 55秒	〃
G 運賃	〃	650円	315m	〃	1分 55秒	〃
H 運賃	〃	640円	320m	〃	1分 55秒	〃
下 限 運 賃	〃	630円	325m	〃	2分 00秒	〃

認 可				
年 月 日	運 賃		制 度 等	増 収 率
	初 乗	加 算		
9. 3. 10 (9. 4. 1)	(330.00) 2km-660円	初乗対比 10:8.8 (291.97) 274m-80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 3割増 時間併用 1分40秒-80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒-80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
9. 3. 14 (9. 4. 1)	1km-340円	①2km未満 250m-80円 初乗対比 10:8.6 (291.97) ②2km以降 274m-80円	車種区分 長4.6m以上 深夜早朝 23~5時 3割増 時間併用 ①2km未満 1分30秒-80円 ②2km以降 1分40秒-80円(H・2,880円) 無線車待料金 0分50秒-80円(H・5,760円) サービス指定予約料金 時間指定予約料金 (一般予約、早朝予約) } 1回400円 ワゴン指定予約料金 } 遠距離割引 9千円超 1割引	1.94%
19.10.19(公示) 19.11. 2 (19.12. 3)	2km-710円	288m-90円 (普通車上限)	車種区分 排気量2リットル以下(普通車) 深夜早朝 22~5時 2割増 時間併用 1分45秒-90円(普通車上限) 遠距離割引 9千円超 1割引	7.22%

	時 間 制 運 賃			
	初 乗 運 賃		加 算 運 賃	
A 運賃(上限運賃)	1 時間	4,550円	30 分	2,050円
B 運賃	〃	4,500円	〃	2,020円
C 運賃	〃	4,450円	〃	1,990円
D 運賃	〃	4,460円	〃	1,960円
E 運賃	〃	4,350円	〃	1,930円
F 運賃	〃	4,300円	〃	1,900円
G 運賃	〃	4,250円	〃	1,870円
H 運賃	〃	4,200円	〃	1,840円
下限運賃	〃	4,150円	〃	1,810円

【定額運賃】

○特別区・武三地区～成田空港

(平成14年8月1日より実施)

ゾーン	該当地域	車種区分	定額運賃(円)	深夜早朝割増適用運賃(円)	障害者割引適用運賃(円)	深夜早朝割増及び障害者割引適用運賃(円)
A	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	特定大型車	15,000	18,600	13,500	16,700
		大型車	15,000	18,600	13,500	16,700
		普通車	15,000	18,600	13,500	16,700
B	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	特定大型車	19,000	22,700	17,100	20,400
		大型車	19,000	22,700	17,100	20,400
		普通車	19,000	22,700	17,100	20,400
C	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区	特定大型車	20,000	24,700	18,000	22,200
		大型車	20,000	24,700	18,000	22,200
		普通車	20,000	24,700	18,000	22,200
D	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市	特定大型車	22,000	26,500	19,800	23,900
		大型車	22,000	26,500	19,800	23,900
		普通車	22,000	26,500	19,800	23,900

(注)1. 深夜早朝割増運賃は午後10時から午前5時までとする。
2. 高速利用料金等の実費については利用者負担とする。

○特別区・武三地区～東京ディズニーリゾート

(平成20年4月25日より実施)

ゾーン	該当地域	車種区分	定額運賃(円)	深夜早朝割増適用運賃(円)	障害者割引適用運賃(円)	深夜早朝割増及び障害者割引適用運賃(円)
1	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、目黒区、	特定大型車	6,500	7,500	5,500	7,000
		大型車	6,500	7,500	5,500	7,000
		普通車	6,500	7,500	5,500	7,000
2	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区	特定大型車	7,500	8,500	6,500	8,000
		大型車	7,500	8,500	6,500	8,000
		普通車	7,500	8,500	6,500	8,000
3	武蔵野市、三鷹市	特定大型車	10,000	12,000	9,000	10,500
		大型車	10,000	12,000	9,000	10,500
		普通車	10,000	12,000	9,000	10,500

(注)1. 深夜早朝割増運賃は午後10時から午前5時までとする。
2. 高速利用料金等の実費については利用者負担とする。

【定額運賃】

○三多摩地区～羽田空港

(平成22年10月21日より実施)

ゾーン	該当地域	定額運賃(円)	深夜早朝割増適用運賃(円)
北多摩地区	A 調布市	11,000 + 有料道路利用料	14,000 + 有料道路利用料
	B 府中市、小金井市、西東京市、東久留米市	13,000 + 有料道路利用料	15,000 + 有料道路利用料
	C 小平市、国分寺市、国立市、清瀬市、東村山市、立川市、東大和市、昭島市、武蔵村山市	15,000 + 有料道路利用料	18,000 + 有料道路利用料
西多摩地区	A 福生市、あきる野市(東側)	20,000 + 有料道路利用料	23,000 + 有料道路利用料
	B 瑞穂町、羽村市、日の出町、あきる野市(西側)	21,000 + 有料道路利用料	25,000 + 有料道路利用料
	C 青梅市	22,000 + 有料道路利用料	26,000 + 有料道路利用料
南多摩地区	A 町田市(東側)、稲城市	12,000 + 有料道路利用料	14,000 + 有料道路利用料
	B 多摩市、日野市(東側)	15,000 + 有料道路利用料	18,000 + 有料道路利用料
	C 八王子市(東側)、日野市(西側)、町田市(西側)	18,000 + 有料道路利用料	21,000 + 有料道路利用料
	D 八王子市(西側)	21,000 + 有料道路利用料	26,000 + 有料道路利用料

- (注) 1. 深夜早朝割増運賃は午後10時から午前5時までとする。
 2. 高速道路利用料金等の実費については利用者負担とする。
 3. 障害者手帳(身体・知的・精神)の交付を受けている方がご利用の場合は、障害者手帳のご提示により障害者割引制度が適用される。



東京のタクシー運賃の推移

(特別区・武三地区)

東旅協

認可年月日	実施年月日	初乗運賃	加算運賃	増収率
38.12.25	39. 1. 1	2km 100円	450m 20円	15.0
45. 1. 9	45. 3. 1	2km 130円	445m 20円	22.5
47. 1.26	47. 2. 5	2km 170円	435m 30円	43.7
49. 1.22	49. 1.29	2km 220円	旧メーター料金に1.29を乗じた金額	29.0
49. 9.28	49.11. 1	2km 280円	410m 50円	33.9
52. 4.26	52. 5. 6	2km 330円	405m 60円	20.1
54. 8.24	54. 9. 1	2km 380円	415m 70円	14.3
56. 8.25	56. 9. 2	2km 430円	405m 80円	15.7
59. 2.10	59. 2.18	2km 470円	370m 80円	9.5
1. 3.17	1. 4. 1	2km 470円	消費税導入に伴い旧メーター料金に1.03を乗じた金額	
2. 5.18	2. 5.26	2km 520円	355m 80円	9.6
4. 4.24	4. 5.26	2km 600円	347m 90円	12.3
7. 2.21	7. 3.18	2km 650円	280m 80円	9.4
9. 3.10	9. 4. 1	2km 660円	274m 80円	消費税転嫁
9. 3.14		1km 340円	①2km未満 250m 80円 ②2km以降 274m 80円	
		ゾーン運賃	ゾーン運賃	
14. 7.31	14. 8. 1	定額運賃		
19.11. 2	19.12. 3	2km710円(上限運賃)	288m 90円	7.22

※19.11.1まで中型車、19.11.2より普通車

(多摩地区)

認可年月日	実施年月日	初乗運賃	加算運賃	増収率
45. 9.25	45.10. 4	1.7km 140円	385m 30円	14.0
47.12.18	47.12.25	1.7km 170円	340m 30円	18.3
49. 1.23	49. 1.30	1.7km 220円	旧メーター料金に1.232を乗じた金額	23.2
50. 2. 7	50. 2.15	1.8km 280円	360m 50円	29.5
52. 5.26	52. 6. 3	1.8km 330円	400m 60円	15.6
54.10.15	54.10.23	2.0km 380円	400m 70円	12.7
56.10.29	56.11. 6	2.0km 430円	415m 80円	13.9
59. 2.10	59. 2.18	2.0km 470円	375m 80円	9.9
1. 3.17	1. 4. 1	2.0km 470円	消費税導入に伴い旧メーター料金に1.03を乗じた金額	
2. 5.18	2. 5.26	2.0km 520円	355m 80円	9.6
4. 4.24	4. 5.26	2.0km 600円	346m 90円	12.1
7. 2.21	7. 3.18	2.0km 650円	280m 80円	9.4
9. 3.10	9. 4. 1	2.0km 660円	274m 80円	消費税転嫁
9. 3.26		1.0km 340円	①2km未満 250m 80円 ②2km以降 274m 80円	
		ゾーン運賃	ゾーン運賃	
19.11. 2	19.12. 3	2.0km710円(上限運賃)	284m 90円	7.87

東京のハイヤー運賃

課税事業者(大型車)

(平成9年4月1日より)

	時間制運賃 A		時間制運賃 B		時間制運賃 C	
	初乗運賃 1時間又は15km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 4時間又は60km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 8時間又は120km	加算運賃 30分又は7.5km
A(上限運賃)	6,270円	2,850円	20,540円	2,600円	36,090円	2,340円
B運賃	6,170円	2,810円	20,200円	2,560円	35,490円	2,310円
C運賃	6,070円	2,760円	19,860円	2,520円	34,890円	2,270円
D運賃	5,960円	2,710円	19,520円	2,470円	34,290円	2,230円
E運賃	5,860円	2,660円	19,170円	2,430円	33,690円	2,190円
F運賃	5,750円	2,620円	18,830円	2,390円	33,090円	2,150円
G運賃	5,650円	2,570円	18,490円	2,340円	32,490円	2,110円
下限運賃	5,540円	2,520円	18,140円	2,300円	31,860円	2,070円

	長期間契約運賃 A		長期間契約運賃 B	
	初乗運賃 1時間又は15km	加算運賃 30分又は7.5km	初乗運賃 8時間又は120km	加算運賃 30分又は7.5km
A(上限運賃)	5,100円	2,550円	28,800円	2,290円
B運賃	5,020円	2,510円	28,320円	2,260円
C運賃	4,940円	2,470円	27,850円	2,220円
D運賃	4,850円	2,430円	27,360円	2,180円
E運賃	4,760円	2,380円	26,880円	2,140円
F運賃	4,680円	2,340円	26,410円	2,100円
G運賃	4,590円	2,300円	25,920円	2,070円
下限運賃	4,500円	2,250円	25,430円	2,030円

	距離制運賃		待料金
	初乗運賃 7.5km	加算運賃	
A(上限運賃)	4,130円	485m 230円	2分 40秒 230円
B運賃	4,070円	494m 230円	2分 45秒 230円
C運賃	4,000円	502m 230円	2分 50秒 230円
D運賃	3,930円	511m 230円	2分 50秒 230円
E運賃	3,860円	520m 230円	2分 55秒 230円
F運賃	3,790円	530m 230円	2分 55秒 230円
G運賃	3,720円	539m 230円	3分 0秒 230円
下限運賃	3,650円	550m 230円	3分 0秒 230円

交通機関別運賃の推移

年度	交通機関名	J R				私鉄				地下鉄		都バス		路面電車		タクシー		
		1km当り	指数	10km当り	指数	1km当り	指数	10km当り	指数	10km当り	指数	区間	指数	1系統	指数	基本料金(2km)	指数	1km当り
昭和30年度		2.10	100	20	100	2.30	100	20	100	15	100	15	100	10	100	80	80	40
40		2.70	129	30	150	3.10	135	40	200	40	267	20	134					
45		4.20	200	40	200	4.20	183	50	250	50	334	地域別 30	1世帯 200	20	200	130	163	65
50		5.10	243	50	250	6.55	285	70	350	80	534	均一 70	467	50	500	280	350	140
52										120	800	90	600	70	700	330	413	165
53		9.35	445	100	500							110	734	90	900			
54		10.70	509	120	600	対キロ 区間制		90	450							380	475	190
55		11.35	540	120	600			100										
56		12.40	590	130	620				500			130	867	120	1,200	430	538	215
57		13.25	631	140	660					120	800	140	934					
58																		
59								120	600	140	933	150	1,000	130	1,300	470	588	235
60												160	1,067	140	1,400			
61				160	800													
62																		
63								130	650									
平成元年																		
2								150	750	160	1,067					520	650	260
3												180	1,200					
4																600	750	300
5																		
6												200	1,333	160	1,600			
7								190	950	180	1,200					650	813	325
8																		
9										190	1,267					ゾーン運賃制		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																710	888	355
20																		
21																		

資料：「都市交通年報」

事故発生件数の推移(第一当事者)

警視庁調

項目 年度	ハイヤー・タクシー				全自動車			
	人身事故(件)	指数(%)	死亡(人)	指数(%)	人身事故(件)	指数(%)	死亡(人)	指数(%)
昭和40年度	9,434	100.0	77	100.0	77,472	100.0	788	100.0
45	6,303	66.8	34	44.2	65,178	84.1	824	104.6
50	2,182	23.1	15	19.5	35,337	45.6	382	48.5
55	1,925	20.4	7	9.1	32,074	41.4	343	43.5
60	2,348	24.9	8	1.4	35,296	45.6	390	49.5
61	2,708	28.7	5	6.5	39,277	50.7	418	53.1
62	2,821	29.9	6	7.8	41,010	52.9	433	55.0
63	3,245	34.4	5	6.5	51,809	66.9	481	61.0
平成元年度	3,151	33.4	6	7.8	54,428	70.3	488	61.9
2	2,830	30.0	13	16.9	49,863	63.4	483	61.3
3	2,950	31.3	4	5.2	51,582	66.3	439	55.7
4	3,170	33.7	4	5.2	54,236	70.0	509	56.6
5	3,516	37.3	6	7.8	55,064	71.0	448	56.9
6	3,730	39.5	5	6.5	54,994	70.9	435	55.2
7	4,088	43.3	3	3.9	58,412	75.4	429	54.4
8	4,265	45.2	8	10.3	59,416	76.7	383	48.6
9	4,813	51.0	7	9.1	62,416	80.3	378	48.0
10	5,069	53.7	9	11.6	63,873	82.4	371	47.0
11	6,222	65.9	6	7.8	74,211	95.8	398	50.0
12	7,226	76.6	5	6.5	91,380	118.0	413	52.4
13	6,741	71.5	3	3.9	90,012	116.2	359	45.6
14	6,330	67.1	9	11.9	88,512	114.3	376	47.7
15	6,303	66.8	3	3.8	86,118	111.2	320	40.6
16	6,085	64.5	4	5.2	84,513	109.1	303	38.4
17	5,917	62.7	9	11.6	80,633	104.1	289	36.7
18	5,604	59.4	6	7.8	74,287	95.9	263	33.4
19	5,467	57.9	4	5.2	68,603	88.5	269	34.1
20	6,072	64.4	8	10.3	61,525	79.4	218	27.7
21	6,080	64.4	7	9.1	56,358	72.7	205	26.0
22	5,885	62.4	4	5.2	55,104	71.1	215	27.3
23	5,381	57.0	8	10.4	51,477	66.4	215	27.3

タクシー白書シリーズ 東京のタクシー2012

平成24年5月発行

発行人 富田昌孝
編集人 川野繁
発行所

社団法人東京乗用旅客自動車協会
〒102-0074
東京都千代田区九段南4-8-13
TEL 03(3264)8080
URL <http://www.taxi-tokyo.or.jp>



TAXICABS IN TOKYO | 2012 | 100TH ANNIVERSARY